

令和8年度版

介護福祉士修学資金  
社会福祉士修学資金  
貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問い合わせ・書類の提出先（養成施設在学中は、養成施設にお問い合わせください）

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7571

月～金・祝日除く 10:00～12:00 13:00～18:00 12:00～13:00 除く

FAX. 043-306-7576

## 目 次

1	制度の概要	2
2	申請から返還免除までの流れ	3
3	令和8年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付スケジュール	4
4	申請	5
	(1) 貸付対象	5
	(2) 貸付金額	6
	(3) 連帯保証人	8
	(4) 必要書類	9
	(5) 申請期限	11
5	貸付決定・交付	12
	(1) 貸付決定・交付	12
	(2) 在学中の手続き	13
6	返還の猶予・免除	13
	(1) 返還猶予申請	13
	(2) 返還免除申請	15
	(3) 届出義務	16
7	返還	16
	(1) 返還の事由	16
	(2) 返還手続き	17
8	契約解除	18
9	よくある質問	19
10	参考資料	23
	(1) 返還免除対象業務一覧（別表1、別表2）	23
	(2) 過疎地域、離島及び中山間地域等の区域	33
	(3) 様式一覧	34

## 1 制度の概要

### (1) 目的

この制度は、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、資格を取得して、卒業後に千葉県内において介護・相談業務等に従事しようとする方に無利子で修学資金を貸し付ける制度です。

養成施設を卒業後1年以内に千葉県内において介護福祉士及び社会福祉士の受験範囲に定める介護・相談等業務に従事し、かつ、引き続き5年間（過疎地域等で勤務した場合又は中高年離職者の場合は3年間）従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

### (2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

### (3) 貸付対象

以下の全てを満たす方を対象とします。（詳細はP. 5）

- ア 養成施設に在学している方で、卒業後に千葉県内において介護・相談援助等業務に従事しようとする方
- イ 原則として千葉県内に住民登録をしている方
- ウ 他の都道府県で修学資金の貸付を受けていない方

### (4) 貸付金額

下記の金額を上限とします。（詳細はP. 6）（※該当者には別途生活費加算あり）

ア 学費（月額）	5万円
イ 入学準備金（初回貸付時）	20万円
ウ 就職準備金（最終回貸付時）	20万円
エ 国家試験受験対策費（上限2年分）	8万円（1年あたり4万円）

### (5) 連帯保証人

申請にあたり連帯保証人を立てる必要があります。（詳細はP. 8）

### (6) 返還猶予

返還免除を受けるまでの間、県内において返還免除対象業務に従事している期間は、貸付金の返還を猶予することができます。（詳細はP. 13）

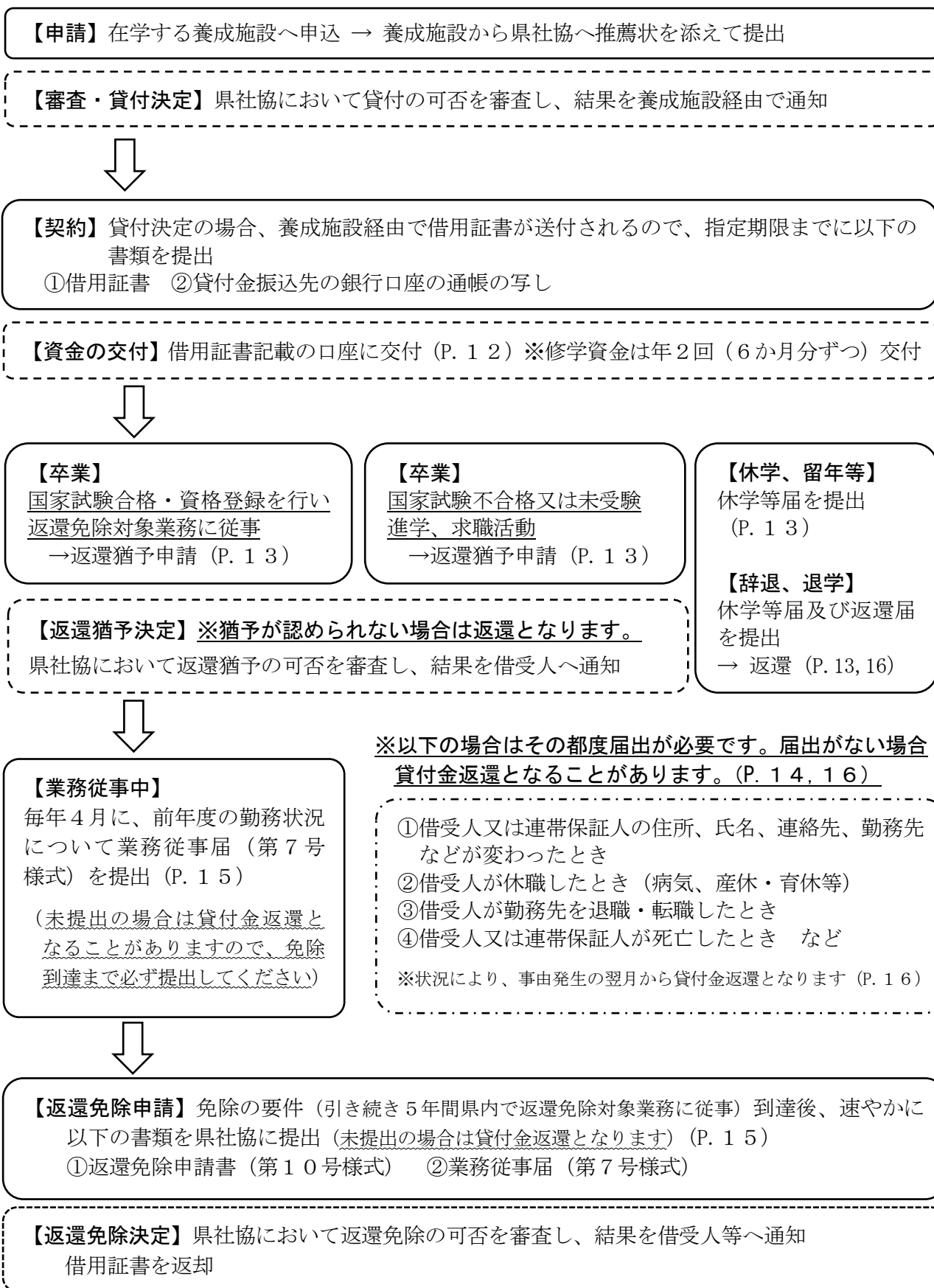
### (7) 返還免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、千葉県内の指定施設において、5年間継続して返還免除対象業務に従事したときは、貸付金の返還を免除します。（詳細はP. 15）

### (8) 返還

貸付契約が解除されたとき等、所定の事由に該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。（詳細はP. 16）

## 2 申請から返還免除までの流れ



### 3 令和8年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付スケジュール

事 項	期 限 等	対 象 等
学内周知・貸付申請受付	4月～	申請者→各養成施設
貸付申請取りまとめ 推薦状発行	随 時	各養成施設
貸付申請書の提出	5月29日(金)(必着)	各養成施設→県社協
貸付申請書の審査 貸付決定・不承認の決定	6月末ごろ	県社協→各養成施設 (借用証書・通知送付)
貸付決定・不承認通知 借用証書の配布	随 時	各養成施設→借受人
借用証書とりまとめ	随 時	借受人→各養成施設
借用証書の提出	7月末ごろ	各養成施設→県社協
貸付金の送金(4月～9月分)	8月10日前後 ※借用証書の提出が遅れた場合は、送金日も遅くなります	県社協→借受人
貸付金の送金(10月～翌3月分)	10月10日前後	県社協→借受人
卒業・進級等状況調査	1月～2月	県社協→各養成施設
状況調査の回答	2月20日前後	各養成施設→県社協
貸付金の送金(就職準備金) ※対象者のみ	3月10日前後	県社協→借受人
返還猶予等の手続きに係る案内 通知送付	3月下旬	県社協→借受人 ※交付完了後から免除到達 見込みとなるまで毎年送付

## 4 申請

### (1) 貸付対象

#### ア 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

- ① 養成施設(※1)に在学している方で、卒業後に千葉県内(※2)において介護・相談援助等業務(返還免除対象業務)(※3)に従事しようとする方
- ② 原則として千葉県内に住民登録をしている方(※4)
- ③ 他の都道府県で修学資金の貸付を受けていない方

(※1) 千葉県内の養成施設については、千葉県福祉人材センターホームページ「介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付制度」の「千葉県内の養成施設一覧」を参照してください。県外の養成施設でも、指定を受けている養成施設であれば申請可能です。

(※2) 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とします。

(※3) 返還免除対象業務とは、令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。(対象施設・職種はP.23～32をご確認ください。)

(※4) 県外在住の方は、養成施設卒業後は千葉県内で業務に従事することについての誓約書を貸付申請時に提出していただきます。

#### イ 指定業務従事期間の特例1(中高年離職者に該当する場合)

- ① 申込者が養成施設入学時点で45歳以上であり、離職して2年以内の場合は、中高年離職者に該当し、この場合返還免除に必要な従事期間は3年間となります。
- ② 申請時に離職証明書を提出してください。(貸付決定後の申し出はできません。)

#### ウ 指定業務従事期間の特例2(過疎地域、離島及び中山間地域等で従事する場合)

資格取得後に過疎地域、離島及び中山間地域等(返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する区域)において当該業務に従事した場合には、返還免除に必要な従事期間は3年間となります。

千葉県における該当区域はP.33の表のとおりです。

なお、過疎地域等からそれ以外の区域に転職した場合は、返還免除に必要な従事期間は5年間となります。

## (2) 貸付金額

### ア 貸付金額

下記の金額を上限とします。

学費等必要相当額を上回る額の貸付はできません。(ただし入学準備金、就職準備金、国家試験対策費については下記限度額まで貸付可能です。)

- ① 学費 (月額) 5万円  
対象は、養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料の経費です。
- ② 入学準備金 (初回貸付時) 20万円  
2年次以降に申請する場合は、貸付対象外です。
- ③ 就職準備金 (最終回貸付時) 20万円  
正規職員としてすでに就労している場合は、貸付対象外です。(詳細はP. 19)
- ④ 国家試験受験対策費 (上限2年分) 8万円 (1年あたり4万円)  
介護福祉士修学資金のみ対象です。(社会福祉士修学資金は貸付対象外です)  
対象は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書の購入費用等の経費です。  
4年制の大学に在学している場合は、3年次及び4年次が貸付対象です。
- ⑤ 生活費加算  
貸付申請時に生活保護受給世帯 (準じる世帯も含む) の方については、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。  
加算額は、生活保護制度における生活扶助基準額の居宅 (第1類) に掲げる額のうち、貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住地に対応する区分の額 (地域や年齢で異なります) になります。  
生活費加算の対象者は、前記「(1) ア 貸付対象者」の要件に加えて、次のいずれかを満たしている必要があります。
  - ① 申込者が貸付申請時に生活保護世帯であること
  - ② 申込者が次のいずれかの措置を受けている場合
    - ・ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
    - ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
    - ・ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金掛金の減免
    - ・ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

### イ 貸付利子

貸付利子は無利子です。

### ウ 他の制度との併用について

- ① 本資金と同様の目的を持つ他制度 (日本学生支援機構の貸与型奨学金、日本政策金融公庫の教育ローン、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、その他国庫

補助事業等を活用した制度等)との併用はできません。ただし、下記(ア)(イ)のいずれかに該当する場合は貸付対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(ア) 真にやむを得ない世帯(生活保護世帯や準じる世帯)

(イ) 他の制度について辞退等の予定がある場合

- ② 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・日本学生支援機構の給付型奨学金)、教育訓練給付制度については併用可能です。ただし、高等教育の修学支援新制度利用者の場合は差額支給となりますのでご注意ください。

※日本学生支援機構の給付型奨学金利用者は、本資金「生活費加算」は申請できません。

- ③ 職業訓練の介護福祉士(社会福祉士)コース受講者は、本資金との併用はできません。

### 【参考】

他の奨学金等の例	併用の可否	備考
日本学生支援機構の奨学金(貸与型)	×	
日本学生支援機構の奨学金(給付型)	○	生活費加算は不可
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免	○	重複する貸付は一部減額の上貸付可
教育訓練給付制度	○	
日本政策金融公庫の国の教育ローン	×	
職業訓練受講給付金(求職者支援制度)	×	
離職者等再就職訓練	×	
生活福祉資金	×	貸付時期・目的が異なるときは可となる場合あり
母子・父子・寡婦福祉資金	×	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	×	
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	×	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	×	
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付(資格取得支援)	×	
他県等が実施する介護福祉士・社会福祉士修学資金	×	
市町村が独自に実施する奨学金制度等	○	
従事先施設等が独自に実施する奨学金制度等	○	

### (3) 連帯保証人

要件を満たす個人又は法人の連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

連帯保証人には、修学生が返還免除又は返還完了となるまでの間、借受人の状況に応じた通知が送付されます。

貸付決定後、契約前(借用証書提出前)に連帯保証人を変更することはできません。

万一、借受人の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。(催告の抗弁権や検索の抗弁権は認められません。P. 21のQ&A参照)

#### ア 個人の場合

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 日本国内に居住する成年の方
- ② 申請日において75歳以下の方
- ③ 年収150万円以上の方(年収確認書類の詳細はP.10)  
※給与収入のみの方は、源泉徴収票の収入金額で判断します。  
※個人事業主や年金受給者等の方は、確定申告書又は所得・課税証明書等の所得金額で判断します。
- ④ 無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方
- ⑤ 市町村税の滞納がない方
- ⑥ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の方
- ⑦ 県社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金、障害福祉分野就職支援金、介護分野就職支援金、福祉系高校修学資金、生活福祉資金等の貸付における借受人又は保証人になっていない方  
(1人で上記貸付に係る複数人の連帯保証人を兼ねることはできません。)

#### イ 法人の場合

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 次のいずれかの法人であること
  - A 申請者が介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設(通信課程を除く)に在学している場合に、その施設等を運営する法人
  - B 申請者の就労先(内定先含む)が、介護業務等に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人
- ② 保証能力を有する法人であること
  - ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと(特別な理由がある場合を除く)
  - ・純資産(資産合計-負債合計)がマイナスとなっていないことその他、流動比率が120%を超えているか、連帯保証額に対して十分な現金預金を保有しているかなどを総合的に判断して、審査を実施します。現金預金を有しているからといって必ずしも審査に合致するものとは限りません。審査の結果、不承認となる場合もあります。
- ③ 連帯保証人になることについて、法人の理事会又は取締役会において承認していること(理事会議事録、取締役会議事録等で確認します)

※ 連帯保証人となった法人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人と法人の関係が変化したり、関係がなくなったとしても、引き続き連帯保証人としての責務を負います。

借受人が県内他法人の介護等の業務に転職を希望することを理由として、連帯保証人の変更の強制、及び県社協から貸し付けた修学資金の返還の要求、並びに違約金の要求を行うことはできません。(P. 22のQ&A参照)

#### (4) 必要書類

在学中の養成施設へ申請書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

養成施設長からの推薦状(第2号様式)(様式はP. 54)を受けて内容を審査し、貸付の可否を決定します。

##### ア 申請者

① 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付申請書(第1号様式)(様式はP. 35)

※ 申請書には印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。(認印は不可)

※ 200円の収入印紙を貼付し、印紙と申請書にかかるように消印(連帯保証人の印)を押してください。

② 住民票(発行後3か月以内の原本。連帯保証人が同一世帯の場合は世帯全員の記載があるもの。個人番号及び本籍地未記載のもの。)

③ 印鑑登録証明書(発行後3か月以内の原本) ※申請書の押印と同じ

④ 誓約書(県外に住所のある申請者のみ)(様式はP. 41)

⑤ 貸付申請に伴う同意書(貸付制度について特に留意すべき事項について理解、同意し、記名押印したもの)(様式はP. 42)

⑥ 学業成績証明書(今年度に入学者を除いた申請者のみ)

⑦ 離職証明書(養成施設等への入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の申請者のみ)

⑧ 顔写真付きの本人確認書類(学生証等)

⑨ 直近の所得金額を証する書類(就労中の申請者のみ)  
(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)

⑩ 在留カードの写し(表・裏)(日本国籍を有していない申請者のみ)

⑪ 個人情報の取扱いについて(県社協が申請・審査等にあたり、個人情報を利用することを承諾し、署名又は記名押印したもの)(様式はP. 43)

⑫ 高等教育の修学支援新制度利用者修学費用の使途計算書(該当者のみ)(様式はP. 45)

※ 生活費加算を希望する方は次のa～dのいずれかの書類も必要です。

a 生活保護受給証明書の写し

b 課税・非課税証明書の写し

c 国民年金保険料免除決定通知等の写し

d 国民健康保険一部負担減額免除徴収猶予決定通知書等の写し

## イ 連帯保証人（個人）

- ① 前年の所得額がわかるもの（令和8年度申請の場合は令和7年1月～12月の1年間）  
※給与収入のみの方は、源泉徴収票を提出してください。（収入金額を確認します。）  
※転職等により、源泉徴収票の発行者と現在の勤務先が異なる場合は、現在の勤務先の給与明細書（直近3か月分）を提出してください。  
※個人事業主や年金受給者等の方は、確定申告書（控）の写し又は所得・課税証明書を提出してください。（収入金額ではなく所得金額を確認します。）  
※所得・課税証明書は申込年度の課税額（＝前年の所得額）が確認できるものを提出してください。
- ② 居住市区町村における税金の滞納がないことの証明書（令和8年4月1日以降の日付で証明されたもの）
- ③ 住民票（発行後3か月以内の原本。個人番号及び本籍地が未記載のもの。申請者と同一世帯の場合は上記ア②のとおり）
- ④ 印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本） ※申請書の押印と同じもの
- ⑤ 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号部分を消したもの）等）
- ⑥ 在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない連帯保証人のみ）

## ウ 連帯保証人（法人）

- ① 登記事項証明書（発行後3か月以内の原本）  
※養成施設1校あたり複数名の申請を行う場合は、原本1部と副本（原本証明を付してください）で差し支えありません。  
※原本証明は「原本に相違ないことを証明する。○年○月○日 法人名 代表者職・氏名」を記載し、押印（法人代表者印又は法人の公印）してください。
- ② 印鑑証明書（発行後3か月以内の原本） ※申請書の押印と同じもの  
※養成施設1校あたり複数名の申請を行う場合は、原本1部と副本（原本証明を付してください）で差し支えありません。
- ③ 直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）  
※原本証明を付してください。

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

※3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。その後の審査によっては、完成次第最新のものをご提供いたします。

（例：2026年6月に計算書類を提出する3月決算会社の場合、申請期限までに、2024年3月期・2025年3月期の計算書類を提出ください。）

- ④ 連帯保証人に関する法人としての決定が確認できる書類  
A 法人理事会議事録・取締役会議事録の写し（原本証明を付してください）  
B （必要な場合）連帯保証人承諾書（養成施設1校あたり複数名の申請を行う

場合でも、一人ずつ原本を提出してください。)(様式はP. 5 0)

⑤ 勤務(内定)証明書(様式はP. 5 1)

⑥ 連帯保証確認書(様式はP. 5 2)

※申請中、交付中(在学中)、返還猶予中、返還中を含め、連帯保証の対象者全員について記載してください。

※養成施設1校あたり複数名の申請を行う場合は、原本1部と副本(原本証明を付してください)で差し支えありません。

⑦ 財務状況確認書(様式はP. 5 3)

※養成施設1校あたり複数名の申請を行う場合は、原本1部と副本(原本証明を付してください)で差し支えありません。

※別紙「法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票」(P. 4 8)も併せてご確認のうえ、必要書類を揃えてください。

※各提出書類に必要な押印は以下のとおりです。

印鑑の種類	押印が必要な書類
法人代表者印 (印鑑証明書と同一の印)	貸付申請書(ただし収入印紙の消印は公印でも可) 誓約書、貸付申請に伴う同意書
法人代表者印又は 法人の公印	添付書類(コピーしたもの)の原本証明、連帯保証人承諾書、 勤務(内定)証明書、連帯保証確認書、財務状況確認書

## (5) 申請期限

養成施設から県社協への書類提出期限は、令和8年5月29日(金)必着です。

当日消印有効ではありません。期限後に提出された申請書は受理できません。

申請者から県社協へ直接提出することはできませんので、養成施設への提出期限は各養成施設にご確認ください。

### ア 貸付申請書等

入学又は在学する養成施設より入手又は千葉県福祉人材センターホームページからダウンロードしてください。

千葉県福祉人材センター(千葉県社会福祉協議会)ホームページ  
【URL】<https://www.chibakenshakyō.net/loan/studyfunds/>  
[千葉県福祉人材センタートップページ  
⇒「就職・再就職」などのサポート  
⇒①貸付事業(介護・福祉分野)  
⇒介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付制度]

### イ 記入上の注意

①訂正がある場合には、修正テープや修正液を使用せずに、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印してください。

②消せるボールペンで記入しないでください。

※ 記入漏れや書類の不備がある場合、貸付の可否を判断することができませんので、必ずすべての書類を揃え、かつ、すべての項目をご記入ください。

記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理できませんので、ご注意ください。

## 5 貸付決定・交付

### (1) 貸付決定・交付

#### ア 審査及び貸付決定

- ① 県社協が貸付の可否を決定します。
- ② 貸付の可否を貸付決定（不承認）通知書により養成施設を經由して申請者に通知します。

#### イ 契約

- ① 養成施設に貸付決定者の借用証書を送付します。
- ② 養成施設は、貸付決定者の以下の書類を取りまとめて県社協に提出してください。

##### A 借用証書（第4号様式）

※貸付申請書と同じ印（印鑑登録証明書と同一の印）を押印してください。

※収入印紙を貼付し、消印を押してください。

（10万円以下は200円、10万円超50万円以下は400円、50万円超100万円以下は1,000円、100万円超500万円以下は2,000円）

##### B 通帳の写し（借受人本人口座に限る）

※通帳アプリ利用等により紙の通帳がない場合は、アプリの画面のコピー又はキャッシュカードのコピーで差し支えありません。（金融機関名、支店名、口座区分、口座番号、口座名義人（カナ）のすべてがわかるもの）

※送金エラー防止のため、必ず口座名義人のカナがわかる書類を提出してください。（漢字又はアルファベットのみの表記は不可）

※金融機関へ在留資格の更新手続きや住所変更の手続きを行っていない場合、送金できませんので、所定の手続きを忘れずに行ってください。

#### ウ 資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座に修学資金を送金します。

- ① 交付は年2回（前期・後期分として各6か月分を交付）です。  
※貸付決定した年度は、初回8月、2回目10月の交付を予定しています。  
※2年目以降は4月、10月の交付を予定しています。
- ② 入学準備金は、第1回送金時に月額貸付金と合わせて交付します。
- ③ 就職準備金は、養成施設の卒業見込みを確認次第交付します。（原則3月予定）
- ④ 国家試験対策費用の交付は初回を除き、年次の4月になります。

例：2年間の養成課程に入学し、月額5万円を2年間、入学準備金20万円、就職準備金20万円、国家試験受験対策費4万円を2年間、合計168万円を借り受けた場合の交付予定  
<1年目> 8月：54万円、10月：30万円  
<2年目> 4月：34万円、10月：30万円、3月：20万円

## (2) 在学中の手続き

### ア 休学、停学、留年又は復学するとき

借受人が養成施設を休学・停学、留年又は復学した時は、休学等届（第5号様式）（様式はP.60）を、養成施設を通じて県社協に提出してください。

### イ 退学又は貸付を辞退するとき

- ① 養成施設を退学した時、貸付を辞退したいときは、休学等届（第5号様式）及び返還届（第9号様式）（様式はP.68）を、養成施設を通じて県社協へ提出してください。
- ② 県社協は返還届の内容を審査し、返還決定通知を借受人及び連帯保証人へ送付します。借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。  
※返還金の納付は県社協が指定した口座へ振込していただきます（振込手数料は本人負担）  
※返還計画に記載された最終返還期限までに返還が完了した場合は無利子です。  
※最終返還期限までに返還が完了しない場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じた延滞利子（年率3%）を徴収します。  
（返還については、P.16も併せてご確認ください）
- ③ 返還完了後、県社協は借受人に借用証書を返却します。

## 6 返還の猶予・免除

### (1) 返還猶予申請

次のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、貸付金の返還債務の履行を猶予します。

- ・養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格の登録を行い、千葉県内（※1）において返還免除対象業務（※2）に従事しているとき  
（※1） 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とします。  
（※2） 返還免除対象業務とは、令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。（対象施設・職種はP.23～32をご確認ください。）
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
- ・貸付契約を解除（P.18）された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき
- ・貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き他種の養成施設等において修学しているとき（例：介護福祉士養成施設卒業後、社会福祉士養成施設に進学した場合）

※申請が必要な事由及び提出書類は次表のとおりです。

返還猶予申請が必要な事由及び提出書類一覧表（返還猶予申請書（第8号様式）P.66）

猶予申請の事由	提出書類	留意事項
1 返還免除対象業務に従事	①返還猶予申請書 ②業務従事届 ③介護福祉士（社会福祉士）登録証の写し	・ <u>養成施設卒業又は国家試験合格後、5月末日までに提出すること</u> ・ <u>休職又は求職活動後、業務従事を再開したときは速やかに①②を提出すること</u>
2 養成施設卒業後に進学	①返還猶予申請書 ②進学先の在学証明書	・ 介護福祉士養成施設卒業後、社会福祉士養成施設に進学した場合が該当（他分野への進学は猶予対象外）
3 被災	①返還猶予申請書 ②罹災証明書	・ 原則1年以内
4 心身の故障(※1) (※2) (病気やけがのため業務に従事できない場合)	①返還猶予申請書 ②診断書（様式は任意）	・ <u>療養のため従事先を退職した場合、猶予可能な期間は退職した日の翌日から通算1年以内</u> ・ 診断書には傷病名及び業務に従事できない期間が明記されていること
5 出産・育児(※1)	①返還猶予申請書 ②業務従事届 ③母子手帳(表紙)の写し	・ 出産・育児のために退職した場合は、出産前6週間、出産後8週間、育児休業は原則として子が1歳に達する日までの猶予とする ・ 保育所の入所待機中など育児休業の期間を延長する必要がある場合は、再度申請すること
6 求職活動中(※2)	①返還猶予申請書 ②業務従事届（退職日までの勤務状況の記載及び証明があるもの）	・ 猶予可能な期間は <u>通算1年以内</u> ・ 1年経過後に返還免除対象業務に従事していない場合は、貸付金全額返還
7 国家試験不合格	①返還猶予申請書 ②不合格通知書のコピー	・ 次年度の国家試験受験を条件に1年間の猶予が2回まで可能
8 国家試験未受験	①返還猶予申請書 ②災害又は疾病により受験できなかったことを証明する書類	・ <u>3回目の国家試験受験で合格できなかった場合は貸付金全額返還</u> ・ 猶予期間中に受験申込をしなかった場合は猶予を打ち切り、申込期限の翌月から返還開始

(※1) 従事先に在籍しながら療養又は出産・育児のために休職する場合は、従事先が休職を認めた期間について猶予可能とします。

(※2) 従事先を退職して療養に加え求職活動を行う場合は、通算2年を上限とします。

**【留意事項】** (P. 21 (6) Q1～Q5も参照してください。)

- ・ 返還免除対象業務に従事している間は、前年度の従事状況について、毎年4月に業務従事届(第7号様式)を提出してください。

業務従事届が提出されない場合は、返還免除対象業務に従事しているかどうかの確認ができないことから、返還猶予とはならず貸付金を返還していただくこととなります。

- ・ 返還猶予期間中に退職し他の事業所に転職した場合は、変更届(第3号様式)及び業務従事届(第7号様式)を速やかに提出してください。この場合、前の職場と現在の職場の両方について、業務従事届を提出する必要があります。

- ・ 「返還免除対象業務に従事」以外の理由で返還猶予を受けた期間については、返還免除に必要な5年間(中高年離職者及び過疎地域等従事の場合は3年間)に含めることはできません。このため、猶予を受けた期間の分だけ、返還免除に到達する時期が遅くなりますのでご注意ください。

(例えば、5年間の返還猶予期間の途中で産休・育休を1年間取得した場合は、返還免除到達時期は5年後ではなく6年後となります。)

## (2) 返還免除申請

次のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、貸付金の返還債務を免除します。

- ・ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格の登録を行い、千葉県内において5年間(※1)返還免除対象業務に従事したとき
- ・ 返還免除対象期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき

(※1)返還免除までの期間は通常5年ですが、以下の特例があります。(P. 5参照)

- ・ 過疎地域、離島及び中山間地域等(返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する区域)においては3年(県内の該当区域については、P. 33をご確認ください。)
- ・ 申込者が養成施設入学時点で45歳以上であり、離職して2年以内の場合は、中高年離職者とし、3年(貸付申請時に離職証明書を提出済であることが必要です。)

**【留意事項】**

- ・ 「5年間」とは、在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務従事日数が900日以上とします。「3年間」は在職期間1,095日以上かつ業務従事日数540日以上
- ・ 同時に2つ以上の雇用先にて業務に従事した場合であっても、在職期間は重複計上されないため、通算しません。
- ・ 県内で返還免除対象業務に2年間以上従事した後に、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外で返還免除対象業務に従事した期間は、返還免除対象期間に算入できます。

### ア 申請書類

- ① 返還免除申請書(第10号様式)(様式はP. 70)
- ② 業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第7号様式)(様式はP. 62)
- ③ 資格登録期限(変更)通知書又は資格登録有効期限解除通知書の写し(経過措置に

よる介護福祉士の登録を受けた方に限る)

イ 申請書類を審査の上返還免除の可否を決定し、借受人及び連帯保証人並びに養成施設へ通知します。免除決定の場合は、借用証書を借受人に返却します。

### (3) 届出義務

借受人（連帯保証人）は、次に掲げる事情が発生した場合は、速やかに県社協へ届出等が必要です。

届出等がない場合、借受人及び連帯保証人あてに文書・電話で提出依頼を行うほか、貸付金を返還いただく場合がありますのでご注意ください。

ア 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき

① 住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）（様式はP. 55）

② 変更を確認するための書類

・住所変更の場合………住民票（発行後3か月以内の原本、個人番号及び本籍地未記載のもの）

・氏名変更の場合………戸籍謄本・抄本（発行後3か月以内の原本）

（旧姓が表示されている住民票の原本、又は運転免許証の書換で確認できる場合は運転免許証のコピーでも可）

・勤務先変更の場合……退職した勤務先と現在の勤務先両方の業務従事届（第7号様式）（様式はP. 62）

※連帯保証人が死亡又は破産等により保証能力を失った場合など、連帯保証人を変更する必要がある場合は、県社協に事前連絡の上、第3号様式ではなく、連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（第3号様式の2）（様式はP. 57）に必要書類を添付の上申請してください。なお、審査の結果、連帯保証人の変更が認められない場合があります。

イ 貸付を辞退するとき

① 休学等届（第5号様式）（様式はP. 60）

② （貸付金の交付を受けている場合）返還届（第9号様式）（様式はP. 68）

ウ 借受人が死亡したとき（親族又は連帯保証人は、借受人死亡届（第6号様式）（様式はP. 61）に事実を確認できる書面（除籍証明書又は死亡診断書の写し）を添えて届け出てください。） →次章「7 返還」も併せてご確認ください。

## 7 返還

### (1) 返還の事由

借受人が次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約を解除されたとき（次章「8 契約解除」参照）

- イ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- ウ 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- エ 借受人が1年以上所在不明のとき
- オ 正当な理由がなく申請・届出等を提出せず、催告しても書類の提出がないとき
- カ 介護職員の業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなかったとき

#### 【留意事項】

- ・ 国家試験不合格で翌年度再受験のために返還猶予を承認された場合は、上記イの「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができます。(ただし3回目の国家試験で合格できなかった場合は返還となります。)
- ・ 国家試験の受験申込をしなかった場合は、申込期限の翌月から返還となります。
- ・ 県内で返還免除対象業務に従事した後に退職し、返還免除対象業務以外の業種に就職した場合や県外の事業所に転職した場合は、上記ウとみなし返還となります。他業種や県外の事業所に就職した後、再び県内の返還免除対象業務に転職したとしても、返還を取り消すことはできません。

## (2) 返還手続き

### ア 提出書類

- ・ 返還届(第9号様式)を速やかに提出してください。(様式はP.68)  
(返還届が提出されない場合は、県社協が職権で返還決定し、一括返還となる場合があります。)
- ・ 返還しなければならない理由により、以下の書類を添付してください。
  - 養成校を退学した場合・・・休学等届(第5号様式)
  - 退職又は県外へ転職等した場合・・・業務従事届(第7号様式)  
(退職日までの従事状況が確認できるもの)
  - 死亡の場合・・・借受人死亡届(第6号様式)及び除籍証明書又は死亡診断書の写し
  - 心身の故障の場合・・・医師の診断書(様式は任意ですが、傷病名、傷病により就労不能であることが記載されたものを提出してください。)

### イ 返還期間

- ・ 返還開始時期は、上記7(1)ア～カの事由が発生した翌月からとなります。  
返還届の提出が遅れた場合であっても、事由発生の日から返還開始となるため、延滞金が発生する場合があります。ご注意ください。
- ・ 返還期間は、返還事由(上記7(1)ア～カ)が発生した翌月から貸付けを受けた月数の2倍以内の期間となります。
- ・ 繰り上げ返済は可能ですが、最終返還期限までに返還が完了しない場合は、延滞元金に対し、年3%の延滞利子を徴収します。(延滞利子の利率は、貸付契約を行った年度により変動します。)

#### ウ 返還方法

- ・返還は、月賦、半年賦の均等払い、一括のいずれかとなります。  
月賦又は半年賦の場合は、上記イの期間内に返還が完了するようにしてください。  
一括の場合は、返還事由が発生した翌月末までに全額返還してください。

#### エ 返還決定通知の送付及び入金方法

- ・返還届受領後、県社協にて確認・審査を行い、返還決定通知書を借受人及び連帯保証人あて送付します。
- ・返還決定通知書に記載されている県社協の銀行口座へ振り込んでください。(振込手数料は本人負担です。借受人口座からの自動引き落としではありませんのでご注意ください。)

※ 月賦において、2か月以上連続して入金がない場合は、電話及び文書による督促を借受人及び連帯保証人に対して行うことがあります。

月賦で返還決定されているが、数か月分をまとめて入金したいなどの事情がある場合は、あらかじめ電話等により県社協へ連絡してください。

## 8 契約解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。契約解除された場合は、前章「7 返還」のとおり貸付金を返還していただきます。

- ア 借受人から貸付辞退の申し出があったとき
- イ 施設、事業所からの採用（内定）が取り消しになったとき
- ウ 採用（内定）を辞退したとき
- エ 死亡や心身の故障により、介護職員等の業務に従事できなくなったとき
- オ 虚偽や不正の方法により貸付を受けたことが判明したとき
- カ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき

## 9 よくある質問

### (1) 申請方法

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか？ また、養成施設はどのように探しますか？

A 1 個人での申込みはできません。養成施設入学後、在学している養成施設を通じて千葉県社会福祉協議会にお申し込みください。また、養成施設については、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校、都道府県知事の指定した学校を対象としていますので、千葉県福祉人材センターのホームページ及びWAM-NET等で確認してください。

なお、県外の養成施設でも指定を受けている学校であれば対象となります。

Q 2 養成施設に入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか？

A 2 養成施設入学前には修学資金を申し込むことはできません。

### (2) 貸付額について

Q 1 修学資金の貸付月額が月額5万円が上限ですが、限度額で申し込むということですか？

A 1 修学資金は給付でなく貸付であることを踏まえ、連帯保証人や養成校の先生方と相談の上、必要額をお申し込みください。

なお、必要経費により、減額決定する場合があります。

Q 2 すでに介護職員としてデイサービスセンターで就労しています。養成施設を卒業して、介護福祉士を取得後、今の施設で引き続き勤務しようと思います。就職準備金は借りられますか？

A 2 正規職員としてすでに就職（就労）している人は、貸付対象となりません。

しかし、アルバイト・パート等でA介護施設に介護業務に従事しながら修学する者が、介護福祉士養成施設を卒業後、正規職員としてA介護施設に就職することを予定している場合は、貸付対象となります。

貸付を申請する場合は、正規職員として業務に従事するようになった際に必要となるものを十分に精査した上で申請してください。

⑨アルバイト・パート等でA介護施設に介護業務に従事しながら修学する者が、介護福祉士養成施設を卒業後、アルバイト・パート等としてA介護施設に就職することを予定している場合は、貸付対象となりません。

Q 3 介護福祉士の国家試験受験対策費用について、貸付規程では1年度当たり4万円が上限となっていますが、4年制大学の場合には4年分借りられますか？

A 3 卒業年度とその前年度の2年分を上限としています。（上限8万円）

Q 4 2年生から申し込む場合でも、入学準備金の申請はできますか？

A 4 入学した年度のみ入学準備金の対象となりますので、2年生から申請する方は入学準備金の申請はできません。

Q 5 施設で仕事をしながら養成校に通学していますが、資格取得後も同じ施設で継続して勤務します。就職準備金は貸し付けてもらえますか？

A 5 A 2を参照してください。

### (3) 他の制度との併用

Q 1 養成施設に入学するために、生活福祉資金の貸付を受けました。併せて介護福祉士修学資金も申し込めますか？

A 1 P. 6「4(2)ウ 他の制度との併用について」を参照してください。

### (4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 1 初年度は学費6か月分を8月及び10月に指定の口座に送金予定です。次年度以降は4月と10月に送金予定としています。また、入学準備金は初年度の8月に月額と併せて送金し、就職準備金は卒業見込みを確認してから卒業月に送金となります。

Q 2 介護福祉士の国家試験受験対策費用について送金はいつになりますか？

A 2 国家試験受験対策費用については卒業前年度、卒業年度ともに4月に送金予定です。(貸付初年度の場合は8月になります。)

### (5) 返還について

Q 1 修学資金は、養成施設卒業後に5年間介護や相談等の業務に従事すれば、返還しなくてよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？

A 1 養成施設を退学した場合の他に、卒業後県内で指定業務(介護・相談業務等)に従事しなかった場合や資格が取得できなかった場合等に返還となります。  
返還期間は、返還事由の発生した月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍以内となります。(詳細はP. 16をご確認ください。)

Q 2 計画どおりに返済しなかった場合は、どのようになりますか？

A 2 月賦で返還する場合、おおむね2か月以上連続して入金がない場合は、電話及び文書による督促を借受人及び連帯保証人に対して行います。

月賦で返還決定されているが、数か月分をまとめて入金したいなどの事情がある場合は、あらかじめ電話等により当会へ連絡してください。

返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。

Q 3 介護福祉士（社会福祉士）として2年間業務に従事した後退職し返還となりましたが、返還すべき額について、2年間従事した分を減免できますか？

A 3 退職等により返還となったときは、原則として全額返還となります。  
例外として一部免除を適用できるか否かについては、退職等の理由がやむを得ない事情と判断できるか詳細を伺った上で、個別に審査・決定します。

Q 4 連帯保証人あてに督促状が届きました。借受人は、現在別の職場で就労しており収入があるため、借受人にまず請求してほしいのですが、なぜ連帯保証人である私に督促が来たのでしょうか。

A 4 連帯保証人は、借受人（債務者）と連帯して債務を負担しなければなりません。  
連帯保証人には、催告の抗弁権（まず主たる債務者に催告すべき旨を請求すること）及び検索の抗弁権（保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、まず主たる債務者の財産について執行すべき旨の抗弁をすること）は認められていません。（民法第454条）

Q 5 借受人に代わって連帯保証人が返還した場合、借受人に請求できますか？

A 5 連帯保証人が借受人に代わって返還した場合、連帯保証人は、借受人に対して求償権を取得します。（民法第442条、第459条、第462条、第465条）

#### (6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 国家試験に合格しましたが、卒業後に資格の登録をしなかった場合はどうなりますか？

A 1 資格の登録手続きをせずに働いていた場合は、返還猶予期間に算入できません。また、合格後1年以内に登録しなかった場合は返還となります。

Q 2 令和8年度の介護福祉士国家試験が不合格(未受験)の場合はどうなりますか？

A 2 介護福祉士養成施設を令和8年度までに卒業した方は、国家試験に合格しなくても社会福祉振興・試験センターに登録申請をすることができます。  
(詳細は、社会福祉振興・試験センター 03-3486-7559 にお問い合わせください。)

Q 3 令和9年度の国家試験が不合格の場合はどうなりますか？

A 3 次年度に再受験する意思がある場合は、返還猶予の申請を行っていただくことにより、1年間の返還猶予を認めることができます。ただし、不合格による返還猶予は最大2年間(2回限り)です。

3回目の試験で合格できなかった場合は、貸付金返還となります。  
(詳細はP. 14をご確認ください。)

Q 4 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか？

A 4 就職した月と、その後は前年度の従事状況について毎年4月末までに提出してください。提出がない場合には、貸付金返還となる場合があります。

Q 5 介護を行う事業所で指定業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか？

A 5 次の仕事が決まっている場合には、県社協に住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届（第7号様式）を提出してください。

次の指定業務の仕事が未定で就職活動をする場合には、返還猶予申請書（第8号様式）と転職前の事業所の業務従事届（第7号様式）を提出のうえ、返還猶予申請をしてください。

なお、指定業務に就く意思がない場合には、返還となります。

Q 6 貸付決定後、連帯保証人を変更することはできますか？

A 6 連帯保証人の死亡・破産などの理由により連帯保証人の変更が必要な場合は、借受人及び現在の連帯保証人並びに変更予定の連帯保証人の三者で事前に協議し了解した上で、県社協に事前に連絡の上、連帯保証人変更申請書兼連帯保証書及び必要書類を提出してください。なお、変更予定の連帯保証人が要件を満たしていない場合は、変更が認められませんのでご注意ください。

## (7) 法人保証について

Q 1 従事先の法人が連帯保証人となるにあたり、返還免除となる5年に満たないうちに退職した場合に違約金を求める旨の契約をすることや、返還免除になるまで5年間従事する旨の誓約書を求めることはできますか。

A 1 ご質問のような労働契約や誓約書の取り交わしは、労働基準法第16条の賠償予定の禁止及び同法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触します。

連帯保証を引き受けることと労働契約は明確に切り分け、他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げないようにしてください。

県社協及び千葉県社会福祉法人経営者協議会が発行している「社会福祉施設経営 相談事例Q&A 令和5年度版」のP.76「貸付金とひも付き雇用の問題」も併せて参照してください。

Q 2 借受人が他法人への転職を申し出ているが、転職先の法人が連帯保証人を引き受けない場合は、転職を禁止することはできますか？

A 2 P.8～9に記載のとおり、借受人が退職した場合でも連帯保証人の責務は変わりません。ご質問のような理由で転職を禁止することは認められません。

## 10 参考資料

### (1) 返還免除対象業務一覧

別表 1

#### 社会福祉士（相談援助の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1-1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員
1-2	児童相談所	児童福祉司、児童心理司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員、保育士
1-3	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員、保育士、自立支援担当職員
1-4	児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員
1-5	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員
1-6	児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員
1-7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員
1-8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-9	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、養親等相談支援員、市町村連携支援員、レスパイト・ケア担当職員
1-10	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）、訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）、指導員、障害福祉サービス経験者
1-11	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員、相談支援員
1-12	病院、診療所	退院後生活環境相談員又は 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-13	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
1-14	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-15	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員
1-16	救護施設、更生施設	生活指導員

No.	免除対象施設等	職 種
1-17	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事（老人福祉指導主事）、現業を行う所員（現業員）、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、面接相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員、就労支援員、被保護者就労支援事業に従事する就労支援員、子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員、被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
1-18	女性相談支援センター	相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
1-19	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
1-20	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
1-21	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム（都市型含む）	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-22	母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員
1-23	指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設	生活相談員、支援相談員、介護支援専門員
	介護医療院、指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
1-24	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
1-25	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
1-26	地域活動支援センター	指導員
1-27	福祉ホーム	管理人
1-28	障害福祉サービス事業	生活支援員、職業指導員（相談援助を行う場合に限る）、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
1-29	一般相談支援事業	相談支援専門員
1-30	特定相談支援事業	相談支援専門員、相談支援員

No.	免除対象施設等	職 種
2-1	授産施設、宿所提供施設	指導員
2-2	乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
2-3	有料老人ホーム	生活相談員
2-4	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
2-5	身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
2-6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
2-7	知的障害者援護施設	生活支援員
2-8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2-9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2-10	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17 日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員、相談援助業務を行っている職員
2-11	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱 2 に規定する福祉活動専門員、その他相談援助業務を行っている職員、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17 日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務を行っている職員
2-12	児童デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行う職員
2-13	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
2-14	指定発達支援医療機関	児童指導員、保育士
2-15	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
2-16	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
2-17	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
2-18	地方更生保護委員会、保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
2-19	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
2-20	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
2-21	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
2-22	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員、個別対応職員、自立支援担当職員
2-23	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、及び保育所等	相談支援業務を行っている職員

No.	免除対象施設等	職 種
2-24	「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」別紙に基づく「就業支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
2-25	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-26	利用者支援事業実施要綱に基づく利用者支援事業を行っている施設	相談支援業務を行っている職員
2-27	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
2-28	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
2-29	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	児童指導員、保育士
2-30	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
2-31	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第 2 条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-32	障害福祉サービスのうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-33	整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員、保育士
2-34	整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
2-35	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第 25 条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 3 条に規定する相談支援専門員	
2-36	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-37	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-38	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-39	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-40	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）

No.	免除対象施設等	職 種
2-41	アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2-42	指定通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	生活相談員
2-43	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員
2-44	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
2-45	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2-46	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員
2-47	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
2-48	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
2-49	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2-50	介護予防支援事業を行っている事業所、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
2-51	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
2-52	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
2-53	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2-54	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員

No.	免除対象施設等	職 種
2-55	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-56	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
2-57	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-58	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
2-59	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2-60	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-61	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-62	「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」別添 1 に基づく自立相談支援機関、同通知別添 4 に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
2-63	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所、生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所、子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、住まい相談支援員、就労支援準備担当者、家計改善支援員、子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員
2-64	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
2-65	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-66	子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業を行っている事業所	子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員、被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
2-67	発達障害者支援センター	発達障害者支援センター運営事業実施要領に規定する相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
2-68	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2-69	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
2-70	第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
2-71	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（旧法）第 27 条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員
2-72	改正前の雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 6 項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

No.	免除対象施設等	職 種
2-73	障害者就業・生活支援センター	主任職場定着支援担当者、主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
2-74	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター
2-75	スクールソーシャルワーカー活用事業 実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2-76	難病相談支援センター	難病相談支援員
2-77	高次脳機能障害者の支援の拠点となる 機関	支援コーディネーター
2-78	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
2-79	改正前の母子保健法第 22 条に規定する 母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
2-80	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
2-81	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
2-82	成年後見制度利用促進基本計画におけ る「権利擁護支援の地域連携ネットワ ークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
2-83	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-84	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
2-85	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
2-86	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター
2-87	日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者
2-88	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
2-89	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
2-90	官民協働等女性支援事業を行っている 事業所、若年被害女性等支援事業を行う 事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
2-91	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
2-92	児童厚生施設（児童遊園を除く）	相談援助業務を行っている者
2-93	親子再統合支援事業を行っている事業 所	相談援助業務を行っている職員
2-94	社会的養護自立支援拠点事業を行って いる事業所	支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員
2-95	妊産婦等生活援助事業を行っている事 業所	支援コーディネーター、母子支援員
2-96	子育て世帯訪問支援事業を行っている 事業所	訪問支援員
2-97	児童育成支援拠点事業を行っている事 業所	相談支援業務を行っている職員
2-98	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員、母子保健に関する各種の相談に応ずる職員、統括支援員

No.	免除対象施設等	職 種
2-99	妊婦等包括相談支援事業を行う機関	相談支援業務を行っている職員
2-100	地域子育て支援機関	相談支援業務を行っている職員
2-101	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者、相談員
2-102	施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記1～101までに定められている施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

## 介護福祉士（介護等の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）及び指定発達支援医療機関	利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設	主たる業務が介護等である者
3	救護施設、更生施設	介護職員
4	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム	介護職員
5	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
6	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業所	主たる業務が介護等である者
7	児童デイサービスを行う事業所	主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、第一号訪問事業	訪問介護員等
9	指定訪問看護、指定介護予防訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
10	指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	介護職員
11	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
12	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
14	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員
15	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従業者
16	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
17	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
18	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
19	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員

No.	免除対象施設等	職 種
20	指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームを除く)	介護職員
21	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
23	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
24	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
25	「老人病棟老人入院基本料(1～4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
26	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
27	訪問看護事業所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
28	国立ハンセン病療養所等	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
29	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
30	労災特別介護施設	介護職員
31	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
34	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
35	移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
36	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
38	原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
40		介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(上記の表についての詳細は、『令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」別添1及び別添2』を参照してください。)

## (2) 過疎地域、離島及び中山間地域等の区域

返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に該当する千葉県内の市町村・区域は以下のとおりです。

市町村名	一部地域が該当する場合の 該当区域（旧市町村名等）	備考
館山市		R5.4.1 から適用
旭市	旧干潟町、旧飯岡町の一部（旧豊岡村）	旧干潟町は R3.4.1 から適用 旧飯岡町の一部は R5.4.1 から適用
勝浦市		
鴨川市		旧天津小湊町以外は R5.4.1 から適用
君津市	旧久留里町、旧松丘村、旧亀山村、旧君津町、旧周南村、旧中村、旧小糸村、旧秋元村、旧三島村	R5.4.1 から適用
富津市		R5.4.1 から適用
南房総市		
匝瑳市	旧野栄町	R4.4.1 から適用
香取市	旧佐原市、旧山田町、旧栗源町	R4.4.1 から適用
山武市	旧松尾町	R4.4.1 から適用
いすみ市		旧夷隅町は R4.4.1 から適用 旧夷隅町以外は R5.4.1 から適用
東庄町		
九十九里町		R4.4.1 から適用
長南町		
大多喜町		
御宿町		R5.4.1 から適用
鋸南町		

※ 上記の該当市町村・区域において適用年月日以降に返還免除対象業務に従事した場合、返還免除に必要な従事期間は3年となります。

※ 上記の該当市町村・区域における従事期間が3年に満たないうちに、上記以外の地域に転職した場合は、返還免除に必要な従事期間は5年となります。

### (3) 様式一覧

様式番号	様 式 名	ページ
第 1 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請書	3 5
別紙	誓約書	4 1
別紙	貸付申請に伴う同意書	4 2
別紙	個人情報の取扱いについて	4 3
別紙	高等教育の修学支援新制度利用者修学費用の使途計算書	4 5
別紙	法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票	4 8
別紙	連帯保証人承諾書	5 0
別紙	勤務(内定)証明書	5 1
別紙	連帯保証確認書	5 2
別紙	財務状況確認書	5 3
第 2 号様式	推薦状	5 4
第 3 号様式	住所・氏名・勤務先等変更届	5 5
第 3 号様式の 2	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書	5 7
第 4 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付借用証書	—
第 5 号様式	休学等届	6 0
第 6 号様式	借受人死亡届	6 1
第 7 号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）	6 2
第 8 号様式	返還猶予申請書	6 6
第 9 号様式	返還届	6 8
第 1 0 号様式	返還免除申請書	7 0
第 1 1 号様式	振込口座変更申請書	7 2

**第1号様式**

(申請希望者⇒養成校⇒県社協)

収入印紙  
200円

**介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請書**

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり介護福祉士・社会福祉士修学資金を借り入れたく申請します。また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

		申 込 年月日	令 和	年	月	日		
貸付希望種別	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月 ※記入しないこと				写真貼付 縦4㍉×横3㍉		
	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	年 月						
養成施設名	施 設 名							
	学 科 コ ー ス 名							
	入 学 年 月	年	月	第	学 年	卒 業 予 定 年 月	年	月
フリガナ				男・女	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 (西暦 年) ( 歳)		
申請者氏名	印※D							
現住所	〒 -			電 話	- -			
				携 帯	- -			
本人の履歴	学 歴			職 歴				
	年 月 中学校卒			年 月				
	年 月			年 月				
	年 月			年 月				
	年 月			(現在)				
借用を希望する 期間と金額	借用希望期間： 年 月 から 年 月 まで 月額 円 (5万円以内) × 箇月分 = ① 計 円							
	②入学準備金 円 (初回加算 上限20万円以内)				⑤生活費加算(該当者のみ) 基準額 円 × 月分 = 円			
	③就職準備金 円 (最終回加算 上限20万円以内)							
	④国家試験受験対策費用 円 上限年間4万円以内 卒業前2ヶ年分) ※介護福祉士修学資金のみ該当 (総額①+②+③+④+⑤)							
卒業後の 希望就職先※②	第一希望			第二希望				
修学費用の 使 途	入 学 料	円	他の貸付金・奨学金等の利用状況			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	授 業 料	円	(名称) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 (貸与型 <input type="checkbox"/> 給付・減免型) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金 (教育支援資金、技能習得費) <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付					
	教 材 費	円						
	施 設 費	円	利 用 期 間	利用期間：令和 年 月 から 利用期間：令和 年 月 まで				
	実 習 費	円						
	そ の 他	円	利 用 金 額	月額 円 × 箇月分 = 計 円				
	合 計	円	現在の状況			<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

(備考) ※①…印鑑登録証明書と同一の印を押印すること。

※②…卒業後の希望就職先欄には施設の種別等を記入すること。 ※③…□には該当するものに✓を入れること。

借入理由							
世帯状況と収入	No.	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先・学校)	平均月収(手取り)	備考
	1			歳		円	
	2			歳		円	
	3			歳		円	
	4			歳		円	
	5			歳		円	
	6			歳		円	

連帯保証人についての記入欄(必ず連帯保証人自身が記入のこと)

上記の申請に対し、連帯して介護福祉士・社会福祉士修学資金の債務を保証します。  
また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

申込年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

連帯保証人	フリガナ			男・女	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日
	氏名					印 ※①	<input type="checkbox"/> 平成(西暦)	年	(
	本人との関係								
	住所	〒 -			電話	-	-		
					携帯	-	-		
	勤務先等	名称							
		所在地	〒 -			電話	(	)	
	年収(税込額)	円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規	<input type="checkbox"/> パート	<input type="checkbox"/> その他	(	)	
	備考								

提出する前に添付もれがないか、確認してください。(個人が連帯保証人となる場合のチェック表)

添付書類	チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
	<input type="checkbox"/>	住民票(発行から3ヶ月以内。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可)	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内)	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いについて	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	貸付申請に伴う同意書	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等)	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	学業成績証明書(今年度に入学者を除いた申請者のみ提出)	◎	
	<input type="checkbox"/>	離職証明書(養成施設等への入学時に年齢が4.5歳以上で、離職して2年以内の者のみ提出)	◎	
	<input type="checkbox"/>	直近の所得金額を証する書類(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)	就労中の者のみ◎	◎
	<input type="checkbox"/>	居住市区町村における税金の滞納がないことの証明書		◎
<input type="checkbox"/>	在留カードの写し(日本国籍を有していない者のみ提出)表・裏	◎	◎	

※連帯保証人が法人の場合のみ使用

**連帯保証人（法人の連帯保証人用）**

上記の申請に対し、連帯して介護福祉士・社会福祉士修学資金の債務を保証します。  
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

申 込 年月日	令和	年	月	日
------------	----	---	---	---

フリガナ			
法人名			
フリガナ			
法人代表者 職 氏 名			印 (代表者印)
法人所在地	〒 -		
電 話	( )		
申請者との関係 いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 申請者が在学する養成施設を運営する法人 <input type="checkbox"/> 申請者が従事する（内定含む）施設等を運営する法人		
問合せ先	(担当部署名)	(担当者名)	
	(住 所)	(電 話)	

提出する前に添付もれがないか、確認してください。（法人が連帯保証人となる場合のチェック表）

添付書類	チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
	<input type="checkbox"/>	住民票（※発行してから3ヶ月以内のもの。）	◎	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）	◎	
	<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いについて	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等）	◎	
	<input type="checkbox"/>	貸付申請に伴う同意書	◎	◎
	<input type="checkbox"/>	学業成績証明書（今年度に入学者を除いた申請者のみ提出）	◎	
	<input type="checkbox"/>	離職証明書（養成施設等への入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の者のみ提出）	◎	
	<input type="checkbox"/>	直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）	就労中の者のみ◎	
	<input type="checkbox"/>	在留カードの写し（日本国籍を有していない者のみ提出）表・裏	◎	
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（発行から3ヶ月以内）		◎
	<input type="checkbox"/>	直近2年分の決算書の写し（統括分のみ）※貸借対照表及び事業活動収支計算書		◎
	<input type="checkbox"/>	法人代表者の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内）		◎
	<input type="checkbox"/>	法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類（法人理事会議事録、取締役会議事録）		◎
	<input type="checkbox"/>	連帯保証人の法人と申込者との関係を証する書類 ※従事先施設等が連帯保証する場合勤務証明書		◎
	<input type="checkbox"/>	連帯保証についての確認票		◎
	<input type="checkbox"/>	財務状況確認書		◎

第1号  
(申請希望)

1 本制度は給付ではなく貸付です。猶予又は免除の要件を満たせない場合は返還となります。  
2 申請に不備(消えるボールペンでの記載、記入漏れ、添付書類不足)がある場合は、受付・審査できません。また審査の結果、不承認・減額貸付となる場合があります。

収入印紙  
200円

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付由請書

200円の収入印紙を貼付し、連帯保証人が消印すること



社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

記入・押印した日付を記入

下記のとおり介護福祉士・社会福祉士修学資金を借り入れたく申請します。また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

申込年月日 令和 年 月 日

希望種別に✓を付ける

貸付希望種別	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月 ※記入しないこと		写真貼付 縦4センチ×横3センチ	
		年 月	年 月		
養成施設名	施設名				
	学科コース名				
	入学年月	年 月	第 学年	卒業予定年月 年 月	
フリガナ		男・女	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 (西暦 年)	
申請者氏名	印鑑登録と同じ印	印 ※①		電話番号は必ず記入すること 電話を持っていない場合は、連帯保証人の了承を得た上で連帯保証人の連絡先を記入すること	
現住所	住民票と同じ住所を記入すること	電話	携帯		
本人の履歴	学 歴				
	年 月	中学校卒	年 月		
	年 月		年 月		
	年 月		年 月		
借付を希望する期間と金額	借用希望期間： 年 月 から 年 月 まで				
	月額 円 (5万円以内) 月額については、実際の学費を上回る申請は不可				
	②入学準備金 円 (初回加算 上限20万円以内)	⑤生活費加算(該当者のみ)			
	③就職準備金 円 (最終回加算 上限20万円以内)	基準額	円× 月分=	円	
④国家試験受験対策費用 円 上限年間4万円以内 卒業前2ヶ年分) ※介護福祉士修学資金のみ該当 (総額①+②+③+④+⑤)					
卒業後の希望就職先※②	第一希望	希望就職先は千葉県内の事業所・施設種別を記入すること			
修学費用の使途	入学料	「あり」の場合は詳細を記入し確認書類を添付すること			
	授業料	円	(名称) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 (貸与型 <input type="checkbox"/> 給付・減免型) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金 (教育支援資金、技能習得費) <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付		
	教材費	円			
	施設費	円	利用期間	利用期間：令和 年 月 から	
	実習費	円		利用期間：令和 年 月 まで	
	その他	円	利用金額	月額 円× 箇月分=計 円	
	合計	円	現在の状況	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(備考) ※①…印鑑登録証明書と同一の印を押印すること。  
※②…卒業後の希望就職先欄には施設の種別等を記入すること。 ※③…□には該当するものに✓を入れること。

借入理由	借入理由については、貸付を必要とする理由、資格取得後の就労への意欲が伝わるよう、申請者本人が自身の言葉で具体的に記入すること						
	生計中心者(世帯主等)の昨年1年間の平均手取り月収を記入し、それ以外の者で収入がある者は、家計に生活費として納めている金額を記入すること						
世帯状況と収入	No.	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先・学校)	平均月収(手取り)	備考
	1			歳		円	
	2	申請者と生計を一にする者を記載		歳		円	
	3			歳		円	
	4			歳		円	
	5			歳		円	
	6			歳		円	
6			歳		円		

連帯保証人についての記入欄(必ず連帯保証人自身が記入のこと)

連帯保証人は、貸付金が返還免除又は返還完了になるまで、借受人と連帯してその責務を負います。借受人とよく相談の上お申し込みください。						記入・押印した日付を記入				
						令和	年	月	日	
連帯保証人	氏名	印鑑登録と同じ印			男・女	生年月日	昭和 年 月 日			
	本人との関係						平成(西暦) 年 ( 歳)			
	住所	住民票と同じ住所を記入すること			電話	電話番号は必ず記入すること				
	勤務先等	名称				所在地	日中連絡の取れる勤務先の電話番号を記入すること			
						電話	( )			
	年収(税込額)	円		雇用形態	□正規 □パート □その他( )					
	備考	年収はボーナスを含めた総支給額を記入すること								

添付している書類に✓を入れること

提出する前に添付もれがないか、確認してください。(個人が連帯保証人となる場合のチェック表)

チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
<input type="checkbox"/>	住民票(発行から3ヶ月以内。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いについて	◎	◎
<input type="checkbox"/>	誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	貸付申請に伴う同意書	◎	◎
<input type="checkbox"/>	学業成績証明書(今年度に入学した者を除いた申請者のみ提出)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	離職証明書(養成施設等への入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の者のみ提出)	◎	◎
<input type="checkbox"/>	直近の所得金額を証する書類(確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等)	就労中の者のみ◎	◎
<input type="checkbox"/>	居住市区町村における税金の滞納がないことの証明書		◎
<input type="checkbox"/>	在留カードの写し(日本国籍を有していない者のみ提出)表・裏	◎	◎

※連帯保証人が法人の場合

**連帯保証人は、貸付金が返還免除又は返還完了になるまで、借受人と連帯してその責務を負います。借受人とよく相談の上お申し込みください。**

**連帯保証人（法人の連帯保証人用）**

上記の申請に対し、連帯して介護福祉士・社会福祉士修学資金の債務を保証します。  
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

申 込 年 月 日 令和 年 月 日 **記入・押印した日付を記入**

フリガナ			
法人名			
フリガナ			
法人代表者職氏名	<b>印鑑登録と同じ印</b>		
法人所在地	<b>印</b> (代表者印)		
電話	( ) ( ) ( )		
申請者との関係 いずれかに○	<input type="checkbox"/> 申請者が在学する養成施設を運営する法人 <input type="checkbox"/> 申請者が従事する（内定含む）施設等を運営	<b>借受人の状況に応じ返還免除（又は返還完了）になるまで 随時連絡しますので、連絡先を必ず記入してください</b>	
問合せ先	(担当部署名)	(担当者名)	
	(住 所)	(電 話)	

**添付している書類に✓を入れること**

提出する前に添付もれがないか、確認してください。（法人が連帯保証人となる場合のチェック表）

チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
<input type="checkbox"/>	住民票（※発行してから3ヶ月以内のもの。）	◎	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）	◎	
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いについて	◎	◎
<input type="checkbox"/>	誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）	◎	◎
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等）	◎	
<input type="checkbox"/>	貸付申請に伴う同意書	◎	◎
<input type="checkbox"/>	学業成績証明書（今年度に入学者を除いた申請者のみ提出）	◎	
<input type="checkbox"/>	離職証明書（養成施設等への入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の者のみ提出）	◎	
<input type="checkbox"/>	直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）	就労中の者のみ◎	
<input type="checkbox"/>	在留カードの写し（日本国籍を有していない者のみ提出）表・裏	◎	
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（発行から3ヶ月以内）		◎
<input type="checkbox"/>	直近2年分の決算書の写し（統括分のみ）※貸借対照表及び事業活動収支計算書		◎
<input type="checkbox"/>	法人代表者の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内）		◎
<input type="checkbox"/>	法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類（法人理事会議事録、取締役会議事録）		◎
<input type="checkbox"/>	連帯保証人の法人と申込者との関係を証する書類 ※従事先施設等が連帯保証する場合勤務証明書		◎
<input type="checkbox"/>	連帯保証についての確認票		◎
<input type="checkbox"/>	財務状況確認書		◎

(借入申込者⇒養成校⇒県社協)

# 誓 約 書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、介護福祉士修学資金等を申し込むにあたり、介護福祉士修学資金等貸付規程及び介護福祉士修学資金等運営要領に基づいて学業に専念し、卒業後は千葉県内の社会福祉施設等において介護福祉士または社会福祉士として業務に従事するとともに、届出その他の義務についても誠実に履行することを誓約します。

また、万が一、貸付を受けた修学資金の返還債務が生じた場合は、返還期限までに確実に返還いたします。

なお、連帯保証人は、借入申込者と連帯して返還の債務を負担いたします。

令和 年 月 日

(借入申込者)	住 所
	電話番号 ー ー
	氏 名 印
	生年月日 年 月 日生
(連帯保証人)	住 所
	電話番号 ー ー
	氏 名 印
	生年月日 年 月 日生
<借入申込者との関係 : >	

上記の内容について相違なく確認しました。

令和 年 月 日

養成施設名

施 設 長

印

※借入申込者及び連帯保証人は、印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。

貸付申請に伴う同意書

貸付申請にあたり、申請者及び連帯保証人は、「貸付制度の手引き」のほか、下記事項について理解の上同意します。

	確認事項	申請者 チェック欄	連帯保証人 チェック欄
在学中	1 休学又は留年した場合は、貸付金の交付を停止します。 休学等届により復学又は進級を確認後、交付を再開します。		
	2 退学した場合は、交付済みの貸付金を全額返還してください。 返還開始は退学の翌月から、返還期間は在学期間の2倍以内です。		
国家資格取得	3 社会福祉士養成施設を卒業した年度の翌々年度までに合格できなかった場合は、貸付金全額返還となります。		
	4 介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌々年度までに合格できなかった場合は、貸付金全額返還となります。 (ただし、令和9年3月までに卒業した場合は、合格できなかった場合でも経過措置による登録を行い、業務に従事してください。)		
従事中	5 資格登録後、千葉県内で5年間（在職期間1,825日以上かつ業務に従事した期間が900日以上）の従事が必要です。 (ただし、過疎地域等での従事、又は貸付申請時に中高年離職者に該当し貸付申請時に手続きを行った場合は、3年間の従事)		
	6 従事中は、少なくとも年1回、業務従事届により従事状況を報告します。従事届を提出しない場合は従事状況が確認できないため、貸付金全額返還となります。		
	7 5年間の途中で、千葉県外への転職、対象業務以外の業務へ従事した場合は、貸付金全額返還となります。 返還開始は事由発生の翌月から、返還期間は貸付期間の2倍以内です。		
	8 出産・育児、病気療養などやむを得ない理由で休職する場合は、返還猶予申請を行ってください。		
その他	9 貸付金返還の場合は、借受人及び連帯保証人へ返還通知書を送付します。連帯保証人は借受人と同等の債務を負います。返還が遅れている場合は、借受人及び連帯保証人へ同時に督促を行います。		
	10 貸付決定後は、原則として連帯保証人の変更はできません。 死亡・破産等により保証能力を失った場合など、やむを得ない理由がある場合は、千葉県社会福祉協議会へご相談ください。 状況を確認の上、手続きについてご説明します。		

記入日

記入日

年 月 日

年 月 日

申請者氏名

連帯保証人氏名

印

印

※各項目を確認の上、記名・押印(印鑑登録証明書と同一の印、法人の場合は法人名・代表者職氏名・代表者印)してください。

「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「福祉系高校修学資金貸付事業」及び  
「介護分野就職支援金貸付事業」の申込・利用にあたって

## 個人情報の取扱いについて

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

千葉県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 個人情報保護規程」および「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業、福祉系高校修学資金貸付事業及び介護分野就職支援金貸付事業（以下、本事業）においても各規程ののっとり下記のとおり運用していますのでお知らせします。

### 1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還の状況や就学・就業の状況等について正確に把握するとともに、適切な債権管理を目的に、本事業に必要な個人情報を取得し、本事業に必要な範囲で利用します。

### 2 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

### 3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

なお、返還開始後において、連帯保証人に対して、住所及び電話番号等借受人等の個人情報を提供することがあります。

#### ① 各介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、介護福祉士実務者研修施設、福祉系高校

貸付の決定、貸付の停止、返還猶予・免除等について、借受人等（借入申込者、連帯保証人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

#### ②業務従事先の社会福祉施設等

返還猶予・免除等に関わる業務従事の実事確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

#### ③他の都道府県・市区町村社会福祉協議会および全国社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

#### ④関係行政機関

借受人等の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所有額及び資産の保有状況に係る情報、納税に係る情報、生活保護、児童扶養手当等公的な扶助の受給状況、その他必要な情報を提供し、または提供を受けます。また、転居した場合の実事確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

#### ⑤各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

#### ⑥その他の関係機関

必要に応じて、貸付内容に係る各機関に事実確認のために情報の提供をし、または提供を受けることがあります。

### 4 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

## 5 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、本会福祉人材確保・定着推進部福祉人材センター班長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

なお、返還・免除が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還・免除が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

## 6 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

## 7 本会職員等の義務について

本会の職員（職員であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

## 8 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情受付責任者：福祉人材確保・定着推進部長

苦情受付担当：福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班長

住所：千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話：043-306-7571 FAX：043-306-1281

千葉県社会福祉協議会長様

令和 年 月 日

私は、千葉県社会福祉協議会の貸付資金申請に際し、上記「個人情報の取扱いについて」を承認のうえ同意します。

申請者	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
法定代理人	住所	
	氏名	印
法定代理人	住所	
	氏名	印

※申請者、連帯保証人、法定代理人（申請者が未成年（17歳以下）の場合のみ）各々について自署又は記名押印し、期日を記入してください。

※申請者が未成年の場合には、法定代理人の自署又は記名押印の上、同意を得てください。

※高等教育の修学支援新制度利用者のみ提出

( 別 紙 )

高等教育の修学支援新制度利用者修学費用の使途計算書

	科 目	養成校提示の金額( a )	授業料等減免金額( b )	給付型奨学金( c )	差 引 額 ( a ) - ( b ) - ( c )
修学費用の使途 ( 計 算 用 )	入 学 料	円	円	円	(A) 円
	授 業 料	円	円	円	(B) 円
	教 材 費	円	円	円	(C) 円
	施 設 費	円	円	円	(D) 円
	実 習 費	円	円	円	(E) 円
	そ の 他	円	円	円	(F) 円
	合 計	円			

科 目	申請書記載金額
入 学 準 備 金 ( 上 記 A の 額 )	円
修 学 資 金 ( 上 記 B ~ F の 額 )	円
合 計	円

記入例① 授業料減免後の合計額が貸付限度額を上回る場合

(入学料 50,000 円減免、授業料 500,000 円減免に決定した方の例)

※高等教育の修学支援新制度利用者のみ提出 (別紙)

**高等教育の修学支援新制度利用者修学費用の使途計算書**

養成校が提示(規定)する金額を記入

給付型奨学金の決定金額は記入不要

	科目	養成校提示の金額(a)	授業料等減免金額(b)	給付型奨学金(c)	差引額 (a)-(b)-(c)
		修学費用の使途 (計算用)	入学料	200,000 円	50,000 円
授業料	2,000,000 円		500,000 円	円	(B) 1,500,000 円
教材費	100,000 円		円	円	(C) 100,000 円
施設費	100,000 円		円	円	(D) 100,000 円
実習費	100,000 円		円	円	(E) 100,000 円
その他	100,000 円		円	円	(F) 100,000 円
合計	2,600,000 円		550,000 円	円	2,050,000 円

科目	申請書記載金額
入学準備金 (上記 A の額)	150,000 円
修学資金 (上記 B~F の額)	1,900,000 円
合計	2,050,000 円

授業料等減免金額を記入

差引した金額を記入

修学資金貸付申請書

借金を希望する 期間と金額	借用希望期間：令和4年4月から令和6年3月まで 月額 50,000 円 (5万円以内) × 24 箇月分 = ① 計 1,200,000 円		
	②入学準備金 200,000 → 150,000 円(初回加算上限20万円以内)	⑤生活費加算(該当者のみ) 基準額 円 × 月分 = 円	
	③就職準備金 200,000 円 (最終回加算 上限20万円以内)		
	④国家試験受験対策費用 80,000 円 上限年間4万円以内 卒業前2ヶ年分) ※介護福祉士修学資金のみ該当 (総額①+②+③+④+⑤) 1,680,000 → 1,630,000 円		
修学費用の使途	入学料	200,000 → 150,000 円	他の貸付金・奨学金等の利用状況 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	授業料	2,000,000 → 1,500,000 円	(名称) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金、技能習得費) <input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構 <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付
	教材費	100,000 円	利用期間 利用期間：令和4年4月から 令和6年3月まで
	施設費	100,000 円	
	実習費	100,000 円	利用金額 月額 円 × 箇月分 = 計 550,000 円
	その他	100,000 円	
	合計	2,600,000 → 2,050,000 円	現在の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中 <input type="checkbox"/> その他 ( )

記入例② 授業料減免後の合計額が貸付限度額を下回る場合

(入学料 50,000 円減免、授業料 1,500,000 円減免に決定した方の例)

※高等教育の修学支援新制度利用者のみ提出 (別紙)

**高等教育の修学支援新制度利用者修学費用の使途計算書**

養成校が提示(規定)する金額を記入

給付型奨学金の決定金額は記入不要

科目	養成校提示の金額(a)	授業料等減免金額(b)	給付型奨学金(c)	差引額 (a)-(b)-(c)
	入学料	200,000 円	50,000 円	円
授業料	2,000,000 円	1,500,000 円	円	(B) 500,000 円
教材費	100,000 円	円	円	(C) 100,000 円
施設費	100,000 円	円	円	(D) 100,000 円
実習費	100,000 円	円	円	(E) 100,000 円
その他	100,000 円	円	円	(F) 100,000 円
合計	2,600,000 円	1,550,000 円	円	1,050,000 円

科目	申請書記載金額
入学準備金 (上記 A の額)	150,000 円
修学資金 (上記 B ~ F の額)	900,000 円
合計	1,050,000 円

授業料等減免金額を記入
差引した金額を記入



修学資金貸付申請書

借用を希望する期間と金額	借用希望期間: 令和4年4月から令和6年3月まで			
	月額 50,000 → 37,500 円 (5万円以内) × 24 箇月分 = ① 計 1,200,000 → 900,000 円			
	②入学準備金 200,000 → 150,000 円 (初回加算上限 20 万円以内)	⑤生活費加算(該当者のみ) 基準額 円 × 月分 = 円		
	③就職準備金 200,000 円 (最終回加算 上限 20 万円以内)			
④国家試験受験対策費用 80,000 円 上限年間 4 万円以内 卒業前 2 ヶ年分 ※介護福祉士修学資金のみ該当				
(総額①+②+③+④+⑤) 1,680,000 → 1,330,000 円				
修学費用の使途	入学料	200,000 → 150,000 円	他の貸付金・奨学金等の利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	授業料	2,000,000 → 500,000 円	(名称) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金、技能習得費) <input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構 <input type="checkbox"/> 母子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付	
	教材費	100,000 円	利用期間	利用期間: 令和4年4月から 利用期間: 令和6年3月まで
	施設費	100,000 円		
	実習費	100,000 円	利用金額	月額 円 × 箇月分 = 計 1,550,000 円
	その他	100,000 円		
	合計	2,600,000 → 1,050,000 円	現在の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

**法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票**

(介護福祉士・社会福祉士修学資金)

**要件**

**(1) 次のいずれかの法人であること**

- ①申込者が介護福祉士養成施設に在学している場合に、その在学する養成施設を運営する法人(通信課程を除く)
- ②申込者の就労先(内定先含む)が、介護業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

**(2) 保証能力を有する法人であること**

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと(特別な理由がある場合を除く)
- ・純資産(資産合計-負債合計)がマイナスとなっていないこと
- ・流動比率が120%を超えていること
- ・自己資本比率が15%を超えていること

**(3) 法人として連帯保証すること**

介護福祉士修学資金等貸付の連帯保証人となることを、法人の理事会、取締役会において承認していることを、理事会の議事録、取締役会議録で確認します。

**留意事項**

**(1) 連帯保証した法人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人と法人の関係が変化したり、関係がなくなったとしても、法人は、借受人が返還完了(又は免除)となるまで連帯保証人としての責務を負うこととなります。**

**(2) 提出書類を審査した結果、法人保証が認められなかった場合は、保証人を変更していただくこととなります。**

なお、個人保証の場合は、複数の連帯保証人を兼ねることはできません。

**提出書類について**

**(1) 登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)**

養成施設1校に貸付申請者が複数いる場合、1部は原本で残りは原本証明(※)を付した写しでも差し支えありません。複数の養成施設に申請者がいる場合は、各養成施設につき1部は原本を提出してください。

(※)原本証明は「原本に相違ないこと証明する。〇年〇月〇日 法人名 代表者職・氏名」を記載し、代表者印を押印してください。

**(2) 印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)**

上記(1)と同様です。

**(3) 決算書**

①提出は統括分のみ2年分です。拠点別・事業別明細は含みません。なお、3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。※その後の審査によっては、完成次第最新のものをいただく場合があります。

②法人登記後間もないなどの理由であっても、2年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることはできません。

③原本証明を付してください。

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

#### (4) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類

- ①理事会または取締役会において、千葉県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付〇〇万円借入申請者の連帯保証人となることについて、法人として承認を得たことが明示された議事録を提出してください。
- ②複数人の連帯保証人となる場合には、個々の貸付対象者名や貸付金額を明示しているのが望ましいですが、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします。その場合は「連帯保証人承諾書」(様式あり)を併せて提出してください。
- ③申請前に、理事会等が開催できずに、申請時に議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」(様式あり)を提出し、理事会等開催後速やかに議事録を提出してください。
- ④連帯保証人承諾書は1人ずつ原本を提出してください。また、議事録には原本証明を付してください。

#### (5) 連帯保証人と申請者の関係を証明する書類

- ①申請者が従事する施設等を運営する法人が連帯保証人となる場合は「勤務証明書」(様式あり)で勤務または勤務内定の事実を証明してください。
- ②1人ずつ原本を提出してください。

#### (6) 連帯保証確認書について

- ①「連帯保証確認書」に法人が連帯保証人となっている貸付金の債権をすべて記入してください。すべての資金(修学資金、実務者研修受講資金等)を記入してください。
- ②連帯保証する貸付金が1件のみでも提出が必要です。
- ③養成施設1校に複数の貸付申請者がいる場合は、前記(1)と同様とします。

#### (7) 財務状況確認書について

- ①すべての法人が提出してください。
- ②提出した直近の計算書類とそれ以後の現在までの財務状況について、申告ください。
- ③養成施設1校に複数の貸付申請者がいる場合は、前記(1)と同様とします。

チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書(発行から3ヶ月以内)
<input type="checkbox"/>	直近2年分の決算書の写し(統括分のみ)
<input type="checkbox"/>	法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類(法人理事会議事録、取締役会議事録)
<input type="checkbox"/>	勤務(内定)証明書(連帯保証人の法人と申込者との関係を証する書類)
<input type="checkbox"/>	連帯保証確認書
<input type="checkbox"/>	財務状況確認書

**※貸付決定後、借用証書を提出いただきます。借用証書には、登記上の所在地、法人名称及び代表者職・氏名を記入(ゴム印可)の上、代表者印を押印してください。**

( 別 紙 )

(介護福祉士修学資金等貸付事業法人連帯保証用)

## 連帯保証人承諾書

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

法人の名称  
法人代表者職氏名  
所在地〒  
連絡先電話番号  
(担当者名： )

公印

資金名	
申込者氏名	
貸付金額 (借入希望金額)	
申込者との関係	<input type="checkbox"/> 申請者が在学している養成施設を運営する法人
	<input type="checkbox"/> 申請者の就労(内定)先の施設を運営する法人

本様式を使用する理由 (□のいずれかを☑し、) 必要事項を記載してください。

申請前に理事会等を開催できずに、議事録の提出ができない。

理事会の開催予定 年 月 日

議事録等提出予定 年 月 日

法人として連帯保証人になることを承諾している旨が記載された議事録を提出するが、個々の貸付内容の明示がない。

承諾した理事会等の開催年月日 年 月 日

( 別 紙 )

(介護福祉士修学資金等貸付事業法人保証用)

### 勤務（内定）証明書

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

法人の名称  
法人代表者職氏名 公印  
所在地 〒  
連絡先電話番号  
(担当者名： )

下記の者は次のとおり当法人で〔 勤務 ・ 勤務内定 〕していることを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
施設・事業所名	
施設・事業所 所在地	
施設・事業所 種別	
雇 用 形 態	正職員・非常勤 1月あたりの勤務日数 日
雇用開始日 (予定日)	年 月 日
職 種	

( 別 紙 )

(介護福祉士修学資金等貸付事業法人連帯保証用)

## 連帯保証確認書

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

法人の名称  
法人代表者職氏名  
所在地〒  
連絡先電話番号  
(担当者名 : ) 公印

当法人は下記の貸付の連帯保証人になっていることを申し出します。

貸付番号	借受人氏名	貸付期間	現在の状況	金額 (円)
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
累計保証額				円

※現在の状況欄には借受人の現在の状況をご記入ください。

(例) 申請中、在学中、返還猶予中(養成施設卒業後業務従事中)、返還中

※全ての借受人(返還免除及び返還完了の者を除く全員)について記載してください。

( 別 紙 )

(介護福祉士修学資金等貸付事業法人連帯保証用)

## 財務状況確認書

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

法人の名称

法人代表者職氏名

所在地〒

連絡先電話番号

(担当者名： )

印

財務状況について、下記のとおり申し出ます。(□のいずれかを☑してください。)

- 提出した直近の計算書類とそれ以降の現在までに経営状況に影響を与えるような事象はない
- 提出した直近の計算書類とそれ以降の現在までに経営状況に影響を与えるような事象がある

「事象がある」に☑した場合、その内容と金額を記載してください。

**第2号様式**

(養成校⇒県社協)

**推 薦 状**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地

電話 ( )

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

印

下記の者は、介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

学科・課程・コース	
学 年	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推 薦 理 由	
推 薦 順 位	位 / 人中
高等教育の修学支援 新制度利用の有無	有 授業料等減免 給付型奨学金 無

**第3号様式**

(借受人⇒(養成校)⇒県社協)

**住所・氏名・勤務先等変更届**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

届出者 住所  
氏名

印

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

**1 修学生** (※介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付けを受けた者)

貸付番号		
新旧の別	新	旧
住所及び電話番号	〒 TEL ( ) -	〒 TEL ( ) -
フリガナ		
氏名		
勤務先等	名称	
	所在地及び電話番号	〒 TEL ( ) -

**2 連帯保証人**

新旧の別	新	旧
フリガナ		
氏名		
修学生との関係		
生年月日	年 月 日 ( 歳)	年 月 日 ( 歳)
住所及び電話番号	〒 TEL ( ) -	〒 TEL ( ) -
勤務先等	名称	
	所在地及び電話番号	〒 TEL ( ) -
年収	(税込み額) 円	(税込み額) 円
変更理由		

※変更のあった事項について、新旧両方の欄に記入すること。

※住民票等の変更事項を証する書類を添付のこと。

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※連帯保証人を別の個人(又は法人)に変更する場合は、第3号様式の2を用いて申請すること。

記入例

第3号様式

(借受人⇒(養成

変更内容を確認するため、以下の書類を添付してください。

勤務先変更・退職した勤務先と現在の勤務先の両方の業務従事届(第7号様式)

住所変更・住民票(3か月以内に発行された原本、個人番号・本籍地未記載のもの)

氏名変更・戸籍謄本、旧姓表示のある住民票、裏面に氏名書換済の運転免許証コピーのいずれかを添付

住所・氏名・勤務先等変更届

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

届出者 住所 (借受人又は連帯保証人の住所)

氏名 (借受人又は連帯保証人の氏名) 印

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

1 修学生(※介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付けを受けた者)

Table with 4 columns: Loan number, New/Old, Address/Phone, and Name. It details the change of residence and employment for a student.

2 連帯保証人

連帯保証人の状況に変更がない場合は記入不要です

Table for joint guarantor information, including columns for New/Old, Name, Relationship, Birth date, Address/Phone, and Annual income.

※変更のあった事項について、新旧両方の欄に記入すること。

※住民票等の変更事項を証する書類を添付のこと。

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※連帯保証人を別の個人(又は法人)に変更する場合は、第3号様式の2を用いて申請すること。

連帯保証人の住所・勤務先等に変更があった場合も必ず提出してください。

連帯保証人変更申請書兼連帯保証書

収入印紙  
200円

連帯保証人変更申請書

年 月 日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

借受人

住 所

氏 名

印

電話番号

変更前連帯保証人

住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり、連帯保証人を変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

変更後連帯保証人	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 ー 電話番号 ( )		
	本人との 関 係			
	職 業		年 収	
変 更 理 由				

連 帯 保 証 書

年 月 日

千葉県社会福祉協議会会長 様

変更後連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

介護福祉士（社会福祉士）修学資金の貸付金については、借受人\_\_\_\_\_と  
連帯して、その返還について責任を負います。

※申請にあたっては裏面の留意事項を確認・同意の上、必要書類を添付してください。

## 留意事項

### 【共通事項】

- 借受人及び個人の連帯保証人は印鑑登録証明書と同じ印、法人が連帯保証人となる場合は印鑑登録済みの代表者印を押印してください。
- 200円の収入印紙を貼付し、変更後連帯保証人により消印を押印してください。
- 以下に記載する必要書類が提出されない場合は、審査ができないため、変更が認められません。
- 審査の結果、変更が認められない場合がありますのでご了承ください。
- 変更が認められない場合でも、本書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。

### 1 変更後の連帯保証人が個人の場合

- 以下の書類を添付してください。
  - ①住民票（3か月以内に発行された原本。個人番号及び本籍地未記載のもの）
  - ②印鑑登録証明書（3か月以内に発行された原本）
  - ③貸付申請に伴う同意書
  - ④顔写真付き身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
  - ⑤直近の所得金額を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写し、住民税課税証明書等）
  - ⑥居住市区町村における税金の滞納がないことの証明書(3か月以内の日付で証明されたもの)
  - ⑦在留カードの写し（両面）（日本国籍を有していない場合のみ）
  - ⑧個人情報の取扱いについて（借受人・連帯保証人両方の記名・押印をお願いします。）

### 2 変更後の連帯保証人が法人の場合

- 表面の各記載項目は以下のとおり読み替えてください。
  - ・氏名 → 法人名及び代表者職氏名
  - ・住所 → 登記事項に記載されている所在地
  - ・職業 → 借受人が従事する事業所の種別（例：介護老人福祉施設）
- ※生年月日及び年収の欄は記入不要です。
- 以下の書類を添付してください。
  - ①登記事項証明書（3か月以内に発行された原本）
  - ②直近2年分の決算書の写し（統括分のみ。貸借対照表、収支計算書、事業活動収支計算書）
  - ③法人代表者の印鑑証明書（3か月以内に発行された原本）
  - ④法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類
  - ⑤連帯保証人の法人と申込者との関係を証する書類（勤務(内定)証明書 様式あり）
  - ⑥連帯保証確認書（様式あり）
  - ⑦財務状況確認書（様式あり）
  - ⑧貸付申請に伴う同意書
  - ⑨個人情報の取扱いについて（借受人・連帯保証人両方の記名・押印をお願いします。）

記入例

第3号様式の2

連帯保証人変更申請書兼連帯保証書

連帯保証人変更申請書

収入印紙 200円  
実印  
■年 ■月 ■日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 R●-●-●●●●

借受人 住所 ●●市●● ●-●-●●  
氏名 ●● ●●  
電話番号 ●●●-●●●●●-●●●●●●  
実印

変更前連帯保証人 住所 ××市×× ×-×-×  
氏名 社会福祉法人××会  
理事長 ×× ××  
電話番号 ×××-×××-×××××  
代表者印

印鑑登録と同じ

下記のとおり、連帯保証人を変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

変更後連帯保証人	フリガナ 氏名	▲▲ ▲▲	生年月日	▲年 ▲月 ▲日
	住所	〒▲▲▲-▲▲▲▲ ▲▲市▲▲ ▲-▲▲ 電話番号 ▲▲ (▲▲▲▲) ▲▲▲▲		
	本人との 関係	勤務先の上司		
	職業	会社役員	年収	▲▲▲万円
変更理由	借受人の転職に伴い、転職前の従事先法人から、転職後の従事先の代表者に連帯保証人を変更することで合意したため。			

連帯保証書

■年 ■月 ■日

千葉県社会福祉協議会会長 様

変更後連帯保証人 住所 ▲▲市▲▲ ▲-▲▲  
氏名 ▲▲ ▲▲  
電話番号 ▲▲-▲▲▲▲▲-▲▲▲▲▲▲  
実印

印鑑登録と同じ

介護福祉士（社会福祉士）修学資金の貸付金については、借受人 ●● ●● と連帯して、その返還について責任を負います。

※申請にあたっては裏面の留意事項を確認・同意の上、必要書類を添付してください。

**第5号様式**

(借受人⇒養成校⇒県社協)

**休 学 等 届**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	休学・復学・転学・停学・退学・留年・辞退
貸 付 番 号	
修 学 生 の 氏 名	
届 出 者 と の 関 係	
養 成 施 設 名	
届 出 事 項 の 発 生 年 月 日	年 月 日
届 出 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名  
施設長名

印

※届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

**第6号様式**

(親族等⇒(養成校)⇒県社協)

**借受人死亡届**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

親族(連帯保証人) 住 所

氏 名

印

(借受人との関係 )

介護福祉士・社会福祉士修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

貸付番号		
借受人の氏名		
養成施設名		
修学生であった期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
就業等の状況	所在地	
	名称	
	期間	年 月から ( 年 箇月) 年 月まで
死亡年月日	年 月 日	

※住民票の除票(又は死亡診断書の写)を添付すること。

※親族(連帯保証人)は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

## 業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)

年 月 日

貸付番号			
住所及び連絡先	〒 -		
	電話 ( )	/ 携帯電話 ( )	
	E-mail	@	
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日 ( 歳)	

下記のとおり指定施設等で（介護福祉士・社会福祉士）の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由	<input type="checkbox"/> 就職・転退職 <input type="checkbox"/> 定期報告（令和 年3月31現在）		
介護福祉士登録番号 社会福祉士登録番号	第	号（登録日： 年 月 日）	
業務従事先の法人名 施設・事業所名称	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）		
業務従事先の所在地及び電話番号	〒 - 電話 ( )		
施設・事業所種別			
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 箇月間 / 現在まで	
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他 ( )	
	業務内容	介護業務・相談業務・その他 ( )	
	職 種		
	休職期間等の勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで	
勤務中断理由			

\*休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。  
\*「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

上記のとおり従事して（いた・いる）ことを証明いたします。

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名  
代表者（管理者）の職氏名



裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。  
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

## 従事日数内訳書

年 月 日

貸付番号		
住所及び連絡先	〒 _____	
	電話 ( ) / 携帯電話 ( )	
	E-mail _____@_____	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日 ( 歳 )

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護・相談業務等に従事しました。

業務従事先の法人名 施設・事業所名称	〒 _____
業務従事先の 所在地及び電話番号	電話 ( )

(介護・相談業務等に従事した日に○をつけてください。)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
年 4 月																																		日
年 5 月																																		日
年 6 月																																		日
年 7 月																																		日
年 8 月																																		日
年 9 月																																		日
年 10 月																																		日
年 11 月																																		日
年 12 月																																		日
年 1 月																																		日
年 2 月																																		日
年 3 月																																		日
年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
日																																		日

\*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。

合計	日
----	---

上記のとおり従事して(いた・いる)ことを証明いたします。

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名  
代表者(管理者)の職氏名

印

**記入例**

原則、毎年3月31日時点までの従事状況を、4月末までに提出してください。  
 転職の場合は、旧職場の離職日までと、新職場の勤務開始日から現在までについて、それぞれ提出してください。 ※パート・アルバイトの方のみ裏面もご記入ください。

**第7号様式**

**業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）**

貸付番号から生年月日までは、借受人ご自身で記入してください。 月 日  
 それ以外の項目は、勤務先に記入していただき、借受人は記入しないでください。

貸付番号	〒 -	
住所及び連絡先	電話 ( ) / 携帯電話 ( )	E-mail @
フリガナ	生 年 月 日	
氏 名	年 月 日 ( 歳)	

下記のとおり指定施設等で（介護福祉士・社会福祉士）の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由	<input type="checkbox"/> 就職・転職 <input type="checkbox"/> 定期報告（令和 年3月31日現在）	
介護福祉士登録番号 社会福祉士登録番号	第 号（登録日： 年 月 日）	
業務従事先の法人名 施設・事業所名称	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）	
業務従事先の所在地及び電話番号	〒 - 電話 ( )	
施設・事業所種別		
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 箇月間 / 現在まで
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト 他 ( )
	業務内容	介護業務・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">現職の場合「〇年〇月〇日から」を記入し、「現在まで」に〇をつけてください。</span> ( )
	職種	
	休職期間等の勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務中断理由		

\* 休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。  
 \* 「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

枠内の従事内容をお勤めの施設で記載して頂き、法人(又は法人代表者)印  
 あるいは施設(又は施設長)印を押印してください。日付も必ずご記入ください。 月 日  
 ※施設長の個人印（氏名のみ印鑑）では証明となりません。

業務従事先の施設名  
 代表者（管理者）の職氏名



裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。  
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

貸付番号から生年月日までは、借受人ご自身で記入してください。  
それ以外の項目(太枠内)は、勤務先が記入・押印してください。

年 月 日

貸付番号	〒 _____	
住所及び連絡先	電話 ( ) / 携帯電話 ( ) E-mail @	
フリガナ	生年月日	
氏名	年 月 日 ( 歳)	

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護・相談業務等に従事しました。

業務従事先の法人名 施設・事業所名称	〒 _____	
業務従事先の 所在地及び電話番号	電話 ( )	

(介護・相談業務等に従事した日に○をつけてください。)

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
年 4 月																																		
年 5 月																																		
年 6 月																																		
年 7 月																																		
年 8 月																																		
年 9 月																																		
年 10 月																																		
年 11 月																																		
年 12 月																																		
年 1 月																																		
年 2 月																																		
年 3 月																																		
年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		

\*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。

合計

上記のとおり従事していた。

社会福祉法人千葉県社会福祉

太枠内の従事内容をお勤めの施設の方に記載していただき、法人印  
又は施設印を押印してください。日付も必ず記入してください。  
※施設の方の個人印(個人名のみ印鑑)では証明となりません。

業務従事先の施設名  
代表者(管理者)の職氏名

印

**第8号様式**

(借受人⇒県社協)

**返 還 猶 予 申 請 書**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 - 電話番号 ( )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、介護福祉士・社会福祉士修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の 養成施設名	所 在 地			
	施 設 名			
	卒業等年月日	年 月 日 ( 卒業 ・ 中退 )		
借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	借 用 金 額	円	
		返 還 済 額		
返 還 猶 予 を 求 め る 期 間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	返 還 免 除 済 額		
		返 還 猶 予 申 請 額	円	
申 請 理 由	1 介護福祉士等の業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ( )	理由発生年月日	年 月 日	
現在の就業先 または在学先	所在地及び 電 話 番 号	〒 - 電話 ( )		
	名 称			
卒業後の状況	期 間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 箇月		県 内 外
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 箇月		県 内 外
備 考				

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※住所変更があった場合は、変更届（第3号様式）と住民票を提出すること。

記入例

第8号様式

(借受人⇒県社協)

- 1 資格登録して、介護福祉士・社会福祉士として業務に従事している方
  - 2 他の養成施設へ進学をされた方
  - 3 被災された方
  - 4 疾病等により業務に従事できない方
  - 5 その他 社会福祉士国家試験不合格または未受験であった方  
出産・育児による休職・離職した方
- ☆必ず申請してください☆**

## 返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

住所や氏名を変更された場合は、変更届（第3号様式）と住民票等の確認書類も併せて提出してください。

貸付番号			
住 所	〒 -		
	電話番号 ( )		
フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、介護福祉士・社会福祉士として業務に従事している方、養成施設へ進学をされた方、被災された方、疾病等により業務に従事できない方、その他 社会福祉士国家試験不合格または未受験であった方、出産・育児による休職・離職した方、を申請したいので、次のとおり申請いたします。

自署の場合は押印不要

修学生時の 入学年月から 卒業年月まで	所在地				
	施設名				
	卒業等年月日	年 月 日 ( 卒業・中退 )			
借用期間	年 月 から 年 月 まで	借用金額	円		
返還猶予を 求める期間	( 年 月 から 年 月 まで )	申請理由1→原則5年	返済済額	0円で記入	円
		申請理由2～5→最長1年間	返済済額	0円で記入	円
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ( )	理由発生年月日	年 月 日		
		返還猶予申請額	円		
現在の就業先 または在学先	所在地及び 電話番号	〒			
	名称	出産・育児休業、退職後求職活動中、国家試験不合格などの場合は、5に記入してください			
卒業後の状況	期 間	就業先又は進学先	所在地		
	年 月	年 月 日	県 内		
備 考	出産・育児の場合は、母子手帳（表紙）のコピーを添付してください。 退職後求職活動中の場合は、退職日までの業務従事届（第7号様式）を添付してください。 国家試験不合格（不受験）の場合は、不合格通知（受験票）の写しを添付してください				

※ 猶予申請理由を証する書類を添付すること。

※ 氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※ 住所変更があった場合は、変更届（第3号様式）と住民票を提出すること。

**第9号様式**

(借受人⇒県社協)

**返 還 届**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
養成施設名			
フリガナ		生年月日	
修学生の氏名	印	年 月 日	
返還事由			
借用期間及び 借用金額	年 月から 年 月まで		円
返還方法	1 月賦	2 半年賦	3 一括
返還期間	年 月 日 ~		年 月 日
返還金額	初回	円、二回目以降	円
修学生関係事項			
住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ( )		
現在の 就職先	名称		
	所在地	〒 - 電話番号 ( )	

※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間内とする。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。

記入例

以下の事由が発生した場合は、その翌月から貸付金返還となります。返還届の提出が遅くなった場合でも、事由発生翌月から返還となります。

第9号様式

(借受人→県社協)

- ・退職、転職により千葉県内で返還免除対象業務に従事しなくなった
- ・国家試験に3回不合格となった
- ・養成施設を退学した

### 返 還 届

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		
養成施設名	(貸付時に在学した学校名を記入してください)	
フリガナ		生年月日
修学生の氏名	印	年 月 日
返還事由	<p>自署の場合は押印不要</p> <p>入学月から卒業月まで</p>	
借用期間及び借用金額	年 月 から 年 月 まで	「一括」を選択した場合は、返還事由が発生した翌月の一括払いとなります。
返還方法	1 月賦      2 半年賦      3 一括	
返還期間	年 月 日 ~ 年 月 日	事由発生翌月1日
返還金額	初回 円、二回目以降 円	
住所及び電話番号	<p>返還は、返還決定通知書で指定する口座への振込となります(振込手数料本人負担)</p> <p>最終返還期限までに返還完了しない場合は、残元金に対し所定の延滞金がかかります。</p>	
現在の就職先	名称	電話番号 ( )
	所在地	〒 - 電話番号 ( )

※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間内とする。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。

**第10号様式**

(借受人⇒県社協)

**返 還 免 除 申 請 書**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 ー		
	電話番号		( )
フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、介護福祉士・社会福祉士修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

修学生時の 養成施設名	所在地			
	施設名			
	卒業等年月日	年 月 日 ( 卒業 ・ 中退 )		
借用期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	借用金額	円	
		返済済額	円	
返還猶予を 受けた期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	返還免除申請額	円	
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 ( 3年 ・ 5年 ・ その他 ) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ( )	理由発生年月日	年 月 日	
現在の就業先 または在学先	所在地及び 電話番号	〒 ー 電話 ( )		
	名称			
卒業後の状況	期 間		就業先又は進学先	所在地
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月		県 内 県 外
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月		県 内 県 外
備 考		就業月数	箇月	

※申請理由1の場合は、直近の勤務先における業務従事届を添付すること、また2及び3の場合は、その事由を証明できる書類を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。

記入例

介護福祉士・社会福祉士として5年間（在籍期間1,825日かつ従事日数900日）以上（※過疎地域・中高年離職者に該当の場合は3年間）業務に従事した方は、必ず返還免除申請書と免除要件到達日までの業務従事届（第7号様式）を速やかに提出してください。提出しない場合は、返還免除できません。

第10号様式

（借受人⇒県社協）

### 返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 ー		
	電話番号 ( )		
フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、介護福祉士として業務に従事した方の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

自署の場合は押印不要

修学生時の 入学年月から 卒業年月まで	所在地	(住所がわからない場合は空欄でも可)		
	施設名	介護福祉士の資格を取るために通学した専門学校(大学)を記入		
	卒業等年月日	年 月 日 ( 卒業 ・ 中退 )		
借用期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	借用金額	貸付金額を記入 円	
		返済済額	0 円	
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで ( 年 箇月)	返還免除申請額	貸付金額を記入 円	
申請理由	1 介護福祉士等の業務に従事 ( 3年 ・ 5年 ・ その他 )	理由発生年月日	年 月 日	
	2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ( )		免除要件に到達した日の翌日 (空欄でも可)	
現在の就業先 または在学先	所在地及び 電話番号	〒 ー 電話 ( )		
	名 称			
卒業後の状況	期 間	就業先又は進学先	所在地	
	年 月 年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 県 外	
備 考	勤務先が複数ある場合は、現在の就業先を含め直近2か所を記入する 卒業後から現在まで就業先に変更がない場合は空欄でよい			箇月

※申請理由1の場合は、直近の勤務先における業務従事届を添付すること、また2及び3の場合は、その事由を証明できる書類を添付すること。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。

**第11号様式**

(借受人→養成校→県社協)

**振込口座変更申請書**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
申出の事由	1 口座の変更 2 その他 ( )		
住所	〒 - 電話番号 ( )		
フリガナ		生年月日	
氏名	印	年 月 日 ( 歳)	

私は、次のとおり介護福祉士・社会福祉士修学資金の振込口座を変更したく申請します。

振込先	金融機関の名称				支店名						
	口座の種類	1 普通預金 2 当座預金									
	店番号				口座番号						
フリガナ											
口座名義人											

(注) 必ず振込の振込口座が明記された通帳のコピー(見開き1ページ目)を添付すること。

氏名を自署することにより、押印を省略することができる。